

陳 情 文 書 表

7 陳情第 38 号

差別的な事業の是正を求められるに至った原因等類について、
 市は職権を用いて市民の知る権利に応じたことと求めらる 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 8 月 15 日
 (西暦 2025)

陳情 代表者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]
	氏 名	佐えり 尚己 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係
 山 下 係
 山 下

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 8 月 15 日 12:00				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議員 齋藤 康夫様

令和 7 年 8 月 15 日
小金井市緑町 [REDACTED]
佐久間昌己

件名 差別的な事業の是正を求められるに至った原因書類について、

市は職権を用いて市民の知る権利に応えることを求める陳情書

去年の市民体育祭ゴルフ競技は男女共同参画にかかる苦情申し立てにおいて是正勧告が出されており、その際に、小金井カントリーとゴルフ協会が交わした貸切営業確認書というものが苦情処理委員に提出されております。(参照①)

この書類には差別的であると判断された男女で異なる参加資格に関する規定が書かれていると思われ、陳情者は、この恥ずべき市民体育祭遂行の原因となった、件の資料について情報開示を求めたところ、男女共同参画室、スポーツ担当課、体育協会等、これに関係した部局や委託を受けた補助金団体のことごとくから、その開示について忌諱をされております。

これら三者の当該資料に対する不開示理由について、各セクションを通じての一貫性はなく、端的にいえば、それぞれの部局、団体における個別事情を申し立てているに過ぎず、請求者である陳情者は、ここに至って、市の縦割り行政と補助金団体を含めたセクショナリズムの横溢により、市民の知る権利が蔑ろにされていることに、ほとんど困り果てております。

つきましては、今次、是正を求められるほどの不祥事を起こした当事者である市長ならびに教育長は、その責任を深く受けとめ、総合調整者として、あの恥ずべき市民体育祭が催行に到った原因資料を白日の下に晒すよう貸切営業確認書開示に向けての権限行使を行うことを求めます。

委託に関する仕様別紙(8)には「必要があれば委託者に書類検査の協力をさせられる」とあることから、この権限行使においてはなんらの問題はないはずです。(参照②)

それでも万万が一にも、今後もこれの開示がなされないようであれば、市にはこの資料について開示されては困る何かがあるため補助金団体を含めて組織的な隠ぺいをしているというような陰謀論のネタにもなりかねないと危惧する次第です。

調査の処理結果

処理委員は、小金井市民体育祭を担当する小金井市教育委員会生涯学習課（以下「生涯学習課」という。）から、本件申出に係る次の各資料の写しの提出を受け、その内容を精査した。

ア 令和6年5月16日付委託契約書（市民体育祭委託に係るもの）

イ 第76回小金井市民体育祭ゴルフ大会参加予定者名簿

ウ 第71回ないし第75回小金井市民体育祭の競技別実施結果一覧表

(2) 公益財団法人小金井市体育協会及び小金井市ゴルフ協会からの提出資料

処理委員は、小金井市民体育祭を受託する公益財団法人小金井市体育協会（以下「体育協会」という。）及びゴルフ大会を担当する競技団体である小金井市ゴルフ協会（以下「ゴルフ協会」という。）から、本件申出に係る次の各資料の写しの提出を受け、その内容を精査した。

ア 第76回小金井市民体育祭ゴルフ大会参加者名簿

イ 事業実施要項及び市報掲載要項（2022年度から2024年度まで。ゴルフ大会に係るもの）

ウ 第16回ないし第76回ゴルフ大会の会場等一覧表

エ 貸切営業確認書（2024年分）

オ 第76回小金井市民体育祭ゴルフ大会に関するゴルフ協会ホームページ掲載情報

カ 参加希望者との間で取り交わされた電子メール3通（年齢制限関係）

仕様別紙

2 頁

契約番号：6第1782-0号

件名：市民体育祭委託

- 決定した旨の連絡があるまでの間に実施した業務に係る費用について積算した資料を、主管課の指示する日時までに提出すること。
- (5) (4)に基づき、大会等の中止、一部中止、規模縮小等を行った場合には、当該決定までの期間に生じた経費及び中止に係る経費のうち、提出された資料をもとに生涯学習課スポーツ振興係が認める経費について実績払いを行うものとする。
- (6) 事業実施にあたっては、スタッフ、指導者を適切に配置すること。安全管理については、十分注意を図ること。万一事故が発生した場合は、すみやかに報告すること。
- (7) スタッフ・指導者は、各種ガイドライン及び使用施設の遵守事項を理解し、実施すること。
- (8) 主管課が委託事務の適正な処理を期するため必要と認めるときは、帳簿その他の書類検査に協力し、または必要な資料等の提出もしくは報告をすること。
- (9) 個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (10) この契約によって知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本契約の履行後又は解除後も存続するものとする。さらに本契約により知り得た個人情報を第三者に提供、目的以外に使用、複写又は複製してはならない。また、保有の必要がなくなった時点で速やかに返還、廃棄又は消去しなければならない。
- (11) 個人情報について、紛失、き損、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、遅延なく報告し、主管課の指示を受けなければならない。
- (12) データの取扱いに当たっては、データの保護管理体制について必要な規定を設け、適正な管理を行い、個人情報の滅失、き損等の事故を防止しなければならない。
- (13) 本契約の履行について、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。
- (14) 本契約の履行に当たっては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
- ア デイゼル車規制に適合する自動車であること。
- イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車の利用に努めること。
- ウ 低公害・低燃費な自動車の利用に努めること。
- なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (15) 契約約款第19条第1項（契約代金の支払い）の規定にかかわらず、前払いができるものとする。
- (16) その他、本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上定めるものとする。

概要

陳 情 文 書 表

7 陳情第 39号

小金井市一様に対して男女平等の参加資格をもって市民体育祭への
ご協力を頂けよう市長、教育長は努力可なりとする 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 8 月 15 日
(西暦 2025)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]				
	氏 名	佐々間昌己		印	ほか	人
	(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)					
	連 絡 先	[REDACTED]				

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所				
	氏 名				
	連 絡 先	() -			

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山下 屋敷

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 8 月 15 日		17:00	
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議長 齋藤 康夫様

令和7年8月15日
小金井市緑町

佐久間昌己

件名 小金井カントリー様に対して男女平等の参加資格をもって
市民体育祭へのご協力を頂けるよう市長、教育長は努力すべしとする陳情書

先年の市民体育祭ゴルフ競技は、男女で参加資格に差があり、これは、ご協力頂いた小金井カントリー様の方針によるものであることが広く喧伝されております。

その後、件の事業は、男女共同参画にかかる苦情申し立てにより、是正を求めるような結果が出されてしまったため、これでは、あたかも小金井カントリー様の方針になにか問題があるかのような印象を多くの人に与えかねない状態になっております。

社会的に男女平等に関する通念は常識とされるようになりましたが、伝統的な物、一定の人達だけの物などまで、それを強制するのは、行き過ぎたポリコレであろうかとも考えられます。

これにかかる雰囲気は、令和6年第3回定例会における安田議員の発言ならびに渡辺大三議員の発言からも察しられるものであります。

従って、伝統的であり、一定の人たちの物である小金井カントリー様の方針が、世間において、何か問題があるかのように喧伝せられる可能性をもたらしているのは、広く、公平であらねばと認める市民体育祭に関与しているがためであり、小金井市はこの問題に強く責任を感じべきであり、小金井カントリー様のご迷惑を考えるならば、せつかくのご厚意ながら、市民体育祭へのご協力のお申し出については、ご遠慮申し上げるのが、正しい対応であろうと思われます。

とはいえ、男女の不平等があったといえ、永年、ゴルフ競技が行われてきた実績もあり、これをいきなり無にするのは忍びなくもあります。

つきましては、市長ならび教育長は、小金井カントリー様に対して、市民体育祭において、規約を変更した上で、ご協力して頂けないかと、膝を屈し、真摯に、お願いに上がるなどして、市民の体育祭に適したルール（男女とも18歳以上）に変えて頂くよう説得の努力をすることを求めます。

しかしながら、それでも変更頂けない場合は、市長ならび教育長の努力が足りなかったということで、以降における、市民体育祭への小金井カントリー様のご協力は辞退するべきとします。

陳 情 文 書 表

7 陳情第 40号

個人情報保護に適切リスク対応を施さなかった部署の
責任を問うと併しこの度とさようないこと無うよう求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 8 月 18 日
(西暦 2025)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]				
	氏 名	佐々間昌己				印 ほか 人
	<small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>					
	連 絡 先	[REDACTED]				

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所					
	氏 名					
	連 絡 先	() -				

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 8 月 18 日 9:53			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

議 事 係

小金井市議会議員 齋藤 康夫様

令和7年8月18日
小金井市緑町■■■■■
佐久間昌己

件名 個人情報保護に適切なリスク対応を施さなかった部局の
責任を問うと伴に二度とそのようなことが無いよう求める陳情書

参照1の①はスポーツ担当課が所管した「市民体育祭」に関する市報の抜粋です。
下線部分には応募先が書かれていますが、ここにお名前のある方は市の職員ではありませんので、個人情報保護において、この方の信頼性を保証して頂かなければなりません。

通常、市が委託などする場合は、当該の方々に誓約書を書いてもらうなどして、個人情報漏洩にかかる安全性を担保するのが普通です。

参照2は市民体育祭時における各団体の問合せ先にあった方々のお名前と連絡先を一覧にしたものです。(当方調べ)

そして、参照3ABは、スポーツ担当課が委託先である体育協会から受けとったとする誓約書です。

見比べてみると明らかに、リストより誓約書の方の人数が少なくなっており、従って、ここに名前の無い方々は個人情報保護に関して、なんらの保証もされていなかったこととなります。

つまり、去年の体育祭において参加した大多数の市民の方々の個人情報は非常に危険な状態にあったという事です。

これはスポーツ担当課による仕事のサボタージュというにとどまらず、市民体育祭参加者の個人情報を危機に陥れたことであり、当該担当課の仕事ぶりがどれほど無責任なものであるかを証明しております。

参照1の②は公民館所管の「市民がつくる自主講座」の抜粋記事です。

こちらも市民体育祭と同じように下線部分が問合せ先になっており、当然、ここでも個人情報の安全性に対する担保が必要になります。

問い合わせたところ、公民館は当方の指摘に対し、早急に行動を起こし、講座の方々に誓約書を書いて頂くという作業を2週間ほどで終了しています。

個人情報の保護がいかに大切であるかについて、公務員であればそれ相応のリテラシーがあつてしかるべきです。

指摘され、すぐに是正をおこなった公民館の職員の方々は、公務員としてかくあるべしというところでしょう。

また、交通対策課においても委託の駐輪場管理にかかる料金授受において個人情報が存在し、シルバー人材センターの方々から誓約書を頂く必要性について、これもまた指摘をさせて頂いた所、すぐに対応して頂き、就業されている方々から誓約書の提出がなされています。

公民館、交通対策課、これら2つの部署の対応は、個人情報の保護について、いかにそれが大切なことであるかについて十分な理解があつたればこそ、当然のように適切な処置がなされたものです。

翻ってスポーツ担当課は、当方の指摘に対して、なんらの反応もなく、いたしかたなく書面で「市民体育祭運営における個人情報保護にかかる懸念と要望」を教育委員会、教育長宛に「市民体育祭運営における個人情報保護にかかる懸念に対する苦情申し立て」を体育協会宛に提出したにもかかわらず、これらはすべて無視され、平然と各競技が催行されたことは、スポーツ担当課における怠惰と無責任と無関心が、どれほどの底なしなのか、覗き見るも怖気をふるうばかりです。

スポーツ担当課の怠惰、無責任、無関心は異次元のレベルと言ってよいでしょう。

つきましては、かような職員ならびにその管理者である教育長に対して、個人情報保護にかかわる仕事をまかせておくことは恐るべき恐怖であり、現に多くの市民の個人情報を危険に晒したことに鑑み、彼らの責任のとりかたについてご議論して頂き、また、教育長自ら、ご自身の責任について発言があればこれを求めます。

また、本年度以降の市民体育祭における参加者の個人情報保護については十分留意をして頂き、問い合わせ先担当者からの誓約書に漏れなどないように求めます。

①

所管：スポーツ担当課

市民体育祭

少年少女サッカー大会

図9月14日～12月1日の土曜・日曜・祝日午前9時～午後5時^{上水公園運動施設グラウンド}ほか^{図市内在住・在学の小学生チーム}競技部門^{小学校3～6年生の学年別の部}競技方法^{リーグ戦・ノックアウト方式}代表者会^{7月14日(日)午後6時30分}から、^{総合体育館会議室}で^{7月1日～13日}に、Eメールで^{市サッカー協会}小学部・^{松田} (☎080-5540-5089) ^{mailto:koganei.shi.fa@gmail.com}へ

ゴルフ大会

図8月26日(月)午前7時46分から(受け付けは7時から。雨天実施) ^{図小金井カントリー倶楽部(小平市)} ^{図市内在住・在勤・在学のアマチュアの方}および^{小金井会会員}124人(申込順) ^{24,120円(参加費・プレー費等。昼食費別途)} ^{7月1日～15日(必着)}に、Eメール(組み合わせ希望1人のみ)に住所・氏名(ふりがな)・生年月日(西暦)・性別・電話番号・平均スコアを明記し、^{市ゴルフ協会連絡所・小倉} (☎042-383-8531) ^{mailto:sunligh_ogu@yahoo.co.jp}へ

水泳大会

図9月1日(日)午前9時～午後5時^{図総合体育館プール} ^{小学生=8種目} > ^{中・高校生、一般=16種目} ^{図市内在住・在勤・在学の小学校4年生以上の方、市内スポーツ団体登録者} ^{7月31日(必着)}までに、郵送またはEメールで住所・氏名・年齢・電話番号・性別・所属(学校名・学年等)・出場競技種目を明記し、^{体育協会「水泳大会係」} (〒184-0001 ^{関野町1-13-1} ^{図eikom@jcom.home.ne.jp})へ ^{図市水泳協会・宮崎} (☎090-6511-0199)へ

剣道大会

図9月8日(日)午前9時～午後5時^{図第一中学校体育館} ^{各学年別個人戦、団体戦} ^{図市内在住・在学の小・中学生} ^{競技方法} ^{トーナメント方式} ^{7月1日～14日(必着)}に、郵送で^{所定の用紙(総合体育館で配布または市剣道連盟から取り寄せ)}に必要事項を明記し、^{市剣道連盟・佐藤} (〒184-0004 ^{本町2-14-13-204})へ ^{図同連盟・大久保} (☎070-5467-2381)へ

②

所管：公民館

市民がつくる自主講座

【対話の会トーキングサークルコミュニケーションとつながりの体験と学び】

図9月14日(日)午後1時～3時
 図公民館緑分館
 図市内在住・在勤・在学の方
 図8人(申込順)
 図9月1日から、電話またはEメールに住所・氏名・年代・電話番号を明記し、対話の会・秋本 (☎090-9966-2895) ^{mailto:hasumitenshow8@gmail.com}へ

【EV車(電気自動車)の現状と将来日本のエネルギーおよび自動車企業の対応】

図9月27日(金)午後2時～4時
 図公民館貫井北分館
 図法本秀雄さん(元早稲田大学大学院教授)ほか
 図市内在住・在勤・在学の方
 図40人(申込順)
 図9月2日～14日に、電話でクリスタル・菅沼 (☎080-2056-7201)へ

【音楽で若返り!脳トレ講座】

図10月3日(休)、11月7日(休)午前10時～正午
 図公民館東分館
 図川合直美さん(音楽療法士)ほか
 図市内在住・在勤・在学のおおむね60歳以上の方
 図各回20人(多数抽選)
 図9月18日(必着)までに、往復はがきに住所・氏名・年代・電話番号・希望日(複数可)を明記し、公民館緑分館(〒184-0003 ^{緑町3-3-23} ^{☎042-387-7301})へ
 図小金井音楽療法の会・津崎 (☎080-6571-4200)へ

令和6年 市民体育祭競技 申込窓口

少年軟式野球連盟 土井 042-335-3786
軟式野球連盟 奥村 090-2173-6651
サッカー協会小学部 松田 080-5540-5089
ゴルフ協会連絡所 小倉 042-383-8531
水泳協会 宮崎 090-6511-0199
剣道連盟 佐藤・大久保 070-5467-2381
サッカー協会 加藤 090-8855-3381
ソフトテニス連盟 磯部 042-335-2834
ソフトテニス連盟中学生の部 柴田 042-383-1161
バトミントン連盟 阿部 090-9158-7400
卓球連盟 小島 0422-88-7213
釣友会連盟 渡邊 042-301-6051
柔道連盟 廣瀬 0422-41-4349
陸上競技協会 高岡 080-5053-4687
バレーボール連盟 おび 090-6956-6329
合気道連盟 小山田 042-313-6708
サッカー協会中学生の部 沖山 042-383-1163
ソフトボール連盟 渡辺 090-2666-0066
居合同連盟 田苗 042-365-0062
太極拳協会 嶺崎 090-1814-4106
テニス連盟 田中 080-1504-0728
空手道連盟 安藤 090-5332-2441
ラジオ体操会連盟 福嶋 080-5644-2940
弓道連盟 伴 090-5751-5941
ゲートボール協会 山田 090-9677-9649
ダンススポーツ連盟 小松 042-384-1911

(市報より転載)

誓約書

小金井市長 様

この度私は、小金井市との委託業務を遂行するに当たり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 私は、この度の委託業務に携わるに当たり、小金井市役所庁舎内に立ち入りますが、その際には、小金井市の諸規則・契約内容及び業務上の指示を遵守し、誠実に業務を行います。
- 2 私は、小金井市との契約を履行するに当たり、業務上知り得た情報等について、契約期間中及び契約終了後も一切他に漏らしたり提供はいたしません。
- 3 私は、小金井市から提供された書類、資料、電磁的記録等について、業務上やむを得ないもので小金井市の許可を受けたものを除き、一切複写又は複製はいたしません。なお、やむを得ず複写又は複製したものであるについては、業務が終了次第、迅速かつ確実に返還又は廃棄・消去し、個人情報等が漏れることがないようにいたします。
- 4 私は、小金井市から提供された書類、資料、電磁的記録等について、本契約の業務以外の用途には使用いたしません。
- 5 その他、この度の業務を遂行するに当たっては、別紙契約書、仕様書、個人情報の保護に関する法律及びその他諸法令等を遵守いたします。

令和 6 年 5 月 16 日

会社名 公益財団法人小金井市体育協会

責任者氏名 会長 辻 春太郎
(個人情報保護責任者・業務責任者)

※ 責任者氏名は必ず自署願います。

誓約書

小金井市長 様

この度私は、小金井市との委託業務を遂行するに当たり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 私は、小金井市との契約を履行するに当たり、業務上知り得た情報等について、契約期間中及び契約終了後も一切他に漏らしたり提供はいたしません。
- 2 私は、小金井市から提供された書類、資料、電磁的記録等について、業務上やむを得ないもので小金井市の許可を受けたものを除き、一切複写又は複製はいたしません。なお、やむを得ず複写又は複製したものである場合は、業務が終了次第、迅速かつ確実に返還又は廃棄・消去し、個人情報等が漏れることがないようにいたします。
- 3 私は、小金井市から提供された書類、資料、電磁的記録等について、本契約の業務以外の用途には使用いたしません。
- 4 その他、この度の業務を遂行するに当たっては、別紙契約書、仕様書、個人情報の保護に関する法律及びその他諸法令等を遵守いたします。

令和 6 年 5 月 16 日

(従事者氏名) ※必ず自署願います。

辻 孝一郎

岡部 静明

陳 情 文 書 表

7 陳情第 41 号

現在進行中の個人情報漏洩危機に対して
緊急に手当てすることと定める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 8 月 20 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]				
	氏 名	佐々木 高己 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>				
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]				

発言を申し出ます。

発言者	住 所					
	氏 名					
	連 絡 先	() -				

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山下

星 茂

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日			令 和 7 年 8 月 20 日				16710
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長	
							

小金井市議会議長 斎藤 康夫様

令和7年8月20日
小金井市緑町■■■■■
佐久間昌己

件名 **現在進行中の個人情報漏洩危機に対して
緊急に手当てすることを求める陳情書**

市民体育祭委託における個人情報取扱特記事項第17条によれば、受託者は個人情報について返還もしくは廃棄をしなければならないと書いてあります。(参照1)

また2項では廃棄の場合は委託者に書面の提出が求められております。

これに基づき、陳情者は先年の市民体育祭における参加者名簿のその後の扱いについて情報公開請求しましたところ参照3のような回答を頂きました。

これによりますと、当方の請求に対して、なんらの資料もないとのことでありますから、スポーツ振興課は先年の市民体育祭の参加者名簿に関して体育協会からの返却を受けておられない、また、廃棄にかかる書面がないということにより、部局として体育協会に廃棄命令を出していないことということになります。

従いまして、先年、市民体育祭に参加された方々の個人情報は市に返却されず、廃棄もされずということにあいなり、よって、これは市民の多くの方の個人情報が法的なグレーゾーンに漂っているということであり、非常に危うい状態が今そこにあることとなります。

つきましては、これはもはや非常事態ですので、早急に体育協会に対し参加者名簿の状態について尋ねるとともに、当該資料の返却もしくは廃棄を命じることを求めます。

追) この問題の元凶は規約に書かれていることをちゃんとやらない部局にあります。当該部局は参照2にある募集の際の受付担当者にかかる個人情報保護に関する誓約書もとらずに業務を行うなど重ね重ね個人情報の安全に対する常識の欠落が見受けられます。

従って、かような職員ならびにその管理者である教育長に、個人情報にかかわる仕事をまかせておくこと自体恐るべき脅威であり、多くの市民の個人情報を非常事態にまで追い込んでしまった彼らの責任のとりかたについてご議論して頂き、また、教育長自ら、ご自身の責任について発言があればこれを求めます。

(提供資料等の返還及び消去又は廃棄)

- 第17条 受託者は、本業務の終了時に、本業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。
- 2 受託者は、本業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

参照1 個人情報取扱特記事項

①

所管：スポーツ担当課

市民体育祭

少年少女サッカー大会

9月14日～12月1日の土曜・日曜・祝日午前9時～午後5時 総合体育館運動施設グラウンドほか市内在住・在学の小学生チーム 競技部門小学校3～6年生の学年別の部 競技方法リーグ戦・ノックアウト方式 代表者会 7月14日(日)午後6時30分から、総合体育館会議室で7月1日～13日に、Eメールで市サッカー協会小学部・松田 (☎080-5540-5089)koganei.shi.fa@gmail.com)へ

ゴルフ大会

8月26日(月)午前7時46分から(受け付けは7時から。雨天実施) 園小金井カントリー倶楽部(小平市) 市内在住・在勤・在学のアマチュアの方および小金井会会員124人(申込順) 24,120円(参加費・プレー費等。昼食費別途) 7月1日～15日(必着)に、Eメール(組み合わせ希望1人のみ可)に住所・氏名(ふりがな)・生年月日(西暦)・性別・電話番号・平均スコアを明記し、市ゴルフ協会連絡所・小倉 (☎042-383-8531)sunligh_ogu@yahoo.co.jp)へ

水泳大会

9月1日(日)午前9時～午後5時 総合体育館プール 小学生=8種目>中・高校生、一般=16種目 市内在住・在勤・在学の小学校4年生以上の方、市内スポーツ団体登録者 7月31日(必着)までに、郵送またはEメールで住所・氏名・年齢・電話番号・性別・所属(学校名・学年等)・出場競技種目を明記し、体育協会「水泳大会係」(〒184-0001 開野町1-13-1) eikom@jcom.home.ne.jp)へ 市水泳協会・宮崎 (☎090-6511-0199)

剣道大会

9月8日(日)午前9時～午後5時 第一中学校体育館 各学年別個人戦、団体戦 市内在住・在学の小・中学生 競技方法 トーナメント方式 7月1日～14日(必着)に、郵送で所定の用紙(総合体育館で配布または市剣道連盟から取り寄せ)に必要事項を明記し、市剣道連盟・佐藤 (〒184-0004 本町2-14-13-204)へ 同連盟・大久保 (☎070-5467-2381)

参照2 市報：市民体育祭

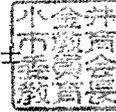
様式第4号(第3条関係)

小教生発第134号
令和7年6月19日

小金井市市政情報非公開決定通知書



小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士



令和7年6月10日に請求のあった市政情報の公開については、下記のとおり公開しないことと決定しましたので、小金井市情報公開条例第12条第2項及び第4項の規定により通知いたします。

記

1 請求の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付
2 市政情報の件名	市民体育祭(令和6年)における参加団体(別紙)における参加者名簿の処理についてわかる資料
3 市政情報を公開しない理由	市民体育祭は、公益財団法人小金井市体育協会(以下「体育協会」という。)へ業務を委託して行っており、受託者側で企画運営を行っている。体育協会が保有する情報であるため不存在。
4 公開できるようになる時期	<input type="checkbox"/> 以降に再度請求してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 現在、請求に応じられる予定はありません。
1 審査請求について この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に実施機関(小金井市教育委員会)に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。	
2 取消訴訟について この決定については、この決定(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小金井市(訴訟において小金井市を代表する者は、実施機関となります。)を被告として、処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分取消しの訴えを提起することができなくなります。	
主管部課	生涯学習部 生涯学習課 スポーツ振興係 電話番号 042-386-2462

参照3 参加者名簿の処理に関する情報公開請求の決定書

小金井市議会議員 齋藤 康夫様

令和7年8月20日

吉池 義雄

小金井市前原町

件名 核保有国による攻撃的行為の停止と平和構築のための要望書提出に関する陳情書

小金井市は非核平和都市宣言により核兵器廃絶を希求することを世界に声明しております。したがって、市長、副市長、教育長、議長など市の主要な役職の皆様におかれましては、平和都市宣言の使命を担う責任者として、日々地域の平和と繁栄のために尽力されていることに深く敬意を表します。

現在、ロシアによるウクライナへの侵略、アメリカのイランに対する爆撃、イスラエルのパレスチナ弾圧、中国の台湾への威圧的行為など、核保有国による傍若無人な行動が世界の平和を脅かしています。

これらの行為は、武力による支配と対立を助長し、人類全体に核戦争の恐怖を突きつけています。

かかる状況は平和を希求する我々の理念と相容れず、看過することはできません。

世界連邦平和都市宣言として、私たちの都市は戦争のない世界、核兵器の廃絶、そして対話による紛争解決を掲げてきました。

この崇高な使命を体現するため、以下の行動を陳情いたします。

1 要望書の作成と提出

核保有国による攻撃的行為の即時停止、核兵器廃絶、平和的対話の促進を求める要望書を作成し、各核保有国（米、中、英、仏、印、パキスタン、イスラエル）の大使館へ提出すること。

2 市の主要な役職の皆様による市民を代表する直接行動

世界連邦平和宣言都市の主要な役職の皆様（市長、副市長、教育長、議長）が大使館を訪問し、要望書を手渡すことで平和への強い決意を国際社会に示すこと。

3 国際的連帯の強化

他の平和宣言都市や国際機関と連携し、核保有国に対する圧力を強化するとともに、平和構築の具体的な行動を小金井市を発信基地として推進すること。

本陳情は、核保有国の行動を非難し、平和を求める市民の声を国際社会に届けるための緊急の行動です。

皆様方におかれましては、平和宣言都市の精神に基づき、迅速かつ果斷な対応を講じられることを切にお願いいたします。

陳 情 文 書 表

7 陳情第 43 号

公的施設の各所に血圧計・体組成計などを常備し、
市民の健康意識ムーブに対して具体的に資する陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 8 月 21 日
(西暦 2025)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市程町 [REDACTED]				
	氏 名	佐々間 尚己 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>				
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]				

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所					
	氏 名					
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]				

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山下 豊成

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 8 月 21 日 16:35				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議員 齋藤 康夫様

令和7年8月21日

小金井市緑町

佐久間昌己

件名 公的施設の各所に血圧計・体組成計などを常備し、

市民の健康配慮ムーブに対して具体的に資す事業を求める陳情書

第一庁舎の一階にあった血圧計が消えました。

担当課にお聞きしたところ、健幸チャレンジという民間とのコラボ事業による設置だったので、それにもとづき今回、場所の移転を行ったそうです。

私事で誠に恐縮ですが実は時々使わせてもらっていたので、いざ無くなってしまったら、定期的に血圧を測る習慣が霧消してしまい、なんとかなしに心細さを感じる今日この頃です。

つきましては以下の要旨で表題の件を陳情させて頂きたいと思います。

近年、市民の健康意識の高まりに伴い、日常生活の中で簡便に健康状態を確認できる環境の整備が求められています。

特に、高血圧や肥満は生活習慣病の主要なリスク要因であり、早期発見・予防が重要です。つきましては、公的施設（公民館、図書館、体育施設等）に血圧計や体組成計を常備し、市民が気軽に健康チェックを行える環境を整備することにより、市民の健康増進ムーブを支援する事業の実施を求めます。

現在行われている「健幸チャレンジ」は登録、参加制限、定員などがあり、市が行う事業としては普遍的ではなく偏りがあると思われます。

したがって、これとは別に市民の健康配慮ムーブに対して具体的に資する施策として本件のご検討をお願いいたします。

陳 情 文 書 表

7 陳情第 44 号

市独自の『地下水のPFAS(有機フッ素化合物)検査』を求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 8月27日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	小金井市前原町 [REDACTED]	
	氏 名	小金井の水連絡会・共同代表 山内美穂	印 ほか 法人
	連絡先	([REDACTED])	
(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)			

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市前原町 [REDACTED]	
	氏 名	山内美穂	小金井の水連絡会・共同代表
	連絡先	([REDACTED])	

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 8 月 27 日 16:47				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

議 事 係

山

慶

2025年8月27日

小金井市議会議長
齋藤康夫様

市独自の『地下水のPFAS（有機フッ素化合物）検査』を求める陳情書

東京都小金井市前原町

小金井の水連絡会・共同代表 山内美徳

多摩地域のPFASによる地下水汚染は、その汚染源と疑われている在日米軍横田基地が過去のPFAS漏出を認めています。そのため、東京都は2024（令和6）年度から都内260ブロックの地下水の概況調査を従来の予定より前倒しで進め、さらに追加調査も行っています。その結果、暫定目標値（PFOSとPFOAの合計1リットル当たり50ナノグラム）を上回るPFASが各地で検出される結果となりました。

東京都の2024（令和6）年度の概況調査では、市内4ブロックのうち1か所で、67ナノグラムという暫定目標値を上回る結果が出ました。（資料①）これについて、市として当該井戸とその周辺井戸の調査については、都の2025（令和7）年度の概況調査（追加調査）にエントリーしているとのことですが、50ナノグラム以上の井戸のみを対象とする都の調査だけでは、実態を把握するには十分とは言えません。

現在の日本の暫定目標値（2026年4月から「水質基準」）は、PFASをより厳しい基準値へと定める世界的潮流から逆行していることが専門家からも指摘されています。WHO（世界保健機構）の専門機関である国際がん研究機関（IARC）では、PFOAには「発がん性」、PFOSには「発がん性の可能性」があると分類されています。

小金井市の2024（令和6）年度の概況調査結果を見ても、国際的な基準からみると暫定目標値以下でも決して安心できるような数値ではありません。（※資料②、③）

多摩地域の26市を調べたところ、半数以上が独自でPFAS検査を行っていることが分かりました。現在、独自検査を行っているのは16市（武蔵野市、三鷹市、調布市、府中市、小平市、国分寺市、立川市、昭島市、町田市、八王子市、福生市、羽村市、青梅市、国立市、西東京市、狛江市）（※図①）です。隣接する7市すべてが実施していますが、小金井市は独自検査を行っていません。

他市では、市の一般財源と都の補助金を合わせて独自調査に乗り出すなど、検査対象や予算規模は異なりますが、各市とも様々な対応をし始めており、基礎自治体として市民の健康や安全を守る姿勢が問われています。そこで小金井市に以下を求めます。

【陳情項目】

市は、市が管理する公共施設の井戸、震災対策用井戸、希望する民間井戸について、全庁的な連携をもって、継続的なPFAS検査を実施し、その結果を公開してください。

(ng/L)

No.	測定地点 (丸数字はブロック)	PFOS及びPFOA	PFOS	PFOA	PFHxS	備考(調査年度)
121	八王子市①	1.3	0.7	0.6	0.2	令和6年度
122	八王子市②	2.6	1.0	1.6	0.2	令和6年度
123	八王子市③	3.1	2.1	0.97	1.5	令和6年度
124	八王子市④	0.9	0.3	0.6	0.6	令和6年度
125	八王子市⑤	6.5	4.0	2.4	1.3	令和6年度
126	八王子市⑥	5.5	1.3	4.2	0.6	令和6年度
127	八王子市⑦	1.8	1.2	0.61	0.32	令和6年度
128	八王子市⑧	0.8	0.4	0.4	0.1未満	令和6年度
129	八王子市⑨	7.6	5.1	2.5	1.4	令和6年度
130	八王子市⑩	7.7	5.8	1.8	1.8	令和6年度
131	八王子市⑪	11	7.0	4.1	1.9	令和6年度
132	八王子市⑫	16	9.5	6.6	3.5	令和6年度
133	八王子市⑬	11	7.4	4.2	2.6	令和6年度
134	八王子市⑭	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	令和6年度
135	八王子市⑮	0.6	0.2	0.4	0.1未満	令和6年度
136	八王子市⑯	0.3未満	0.1	0.2未満	0.1未満	令和6年度
137	八王子市⑰	1.0	0.4	0.6	0.1	令和6年度
138	八王子市⑱	7.1	6.5	0.6	6.6	令和6年度
139	八王子市⑲	0.9	0.2	0.6	0.1未満	令和6年度
140	八王子市⑳	7.9	4.9	2.9	0.3	令和6年度
141	立川市①	310	260	48	370	令和6年度
142	立川市②	72	57	14	31	令和6年度
143	立川市③	21	15	6.4	10	令和6年度
144	立川市④	63	52	10	38	令和6年度
145	武蔵野市①	100	94	10	48	令和6年度
146	武蔵野市②	72	60	12	42	令和6年度
147	武蔵野市③	46	37	9.0	28	令和6年度
148	武蔵野市④	1.1	1.0	0.2未満	0.5	令和6年度
149	三鷹市①	40	33	6.6	18	令和6年度
150	三鷹市②	12	7.3	5.5	3.6	令和6年度
151	三鷹市③	15	10	5.9	9.0	令和6年度
152	三鷹市④	24	4.9	19	0.8	令和6年度
153	青梅市①	0.4	0.1未満	0.3	0.1未満	令和6年度
154	青梅市②	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	令和6年度
155	青梅市③	42	37	4.9	19	令和6年度
156	青梅市④	100	92	9.1	52	令和6年度
157	府中市①	170	140	24	110	令和6年度
158	府中市②	190	160	29	97	令和6年度
159	府中市③	73	61	11	17	令和6年度
160	府中市④	33	27	6.6	22	令和6年度
161	昭島市①	12	7.0	5.2	1.4	令和6年度
162	昭島市②	17	12	5.2	14	令和6年度
163	昭島市③	13	6.5	7.3	3.0	令和6年度
164	昭島市④	9.4	5.6	3.8	3.2	令和6年度
165	調布市①	17	12	4.8	8.1	令和6年度
166	調布市②	12	7.8	4.4	3.4	令和6年度
167	調布市③	18	10	8.0	4.6	令和6年度
168	調布市④	68	60	7.7	24	令和6年度
169	町田市①	13	4.5	9.2	1.3	令和6年度
170	町田市②	0.4	0.4	0.2未満	3.4	令和6年度
171	町田市③	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	令和6年度
172	町田市④	0.3未満	0.1	0.2未満	0.8	令和6年度
173	町田市⑤	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	令和6年度
174	町田市⑥	2.3	0.5	1.8	0.1	令和6年度
175	町田市⑦	3.2	2.2	1.0	0.6	令和6年度
176	町田市⑧	0.3	0.2	0.2未満	0.4	令和6年度
177	町田市⑨	16	13	3.3	4.1	令和6年度
178	町田市⑩	1.9	1.1	0.8	0.4	令和6年度
179	町田市⑪	2.3	1.1	1.2	0.7	令和6年度
180	町田市⑫	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	令和6年度
181	小金井市①	21	7.6	13	26	令和6年度
182	小金井市②	33	25	7.7	20	令和6年度
183	小金井市③	67	61	6.5	22	令和6年度
184	小金井市④	10	5.4	5.4	1.7	令和6年度
185	小平市①	150	130	20	64	令和6年度
186	小平市②	81	72	9.4	43	令和6年度
187	小平市③	17	13	3.5	5.8	令和6年度
188	小平市④	140	120	19	81	令和6年度

※「網掛け部分」は、指針値(暫定)超過を示す

※ 指針値(暫定): 令和2年5月28日水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)

※ 指針値(暫定)は、PFOS及びPFOAの合算値である

※ PFHxSについては、指針値等は設定されていない

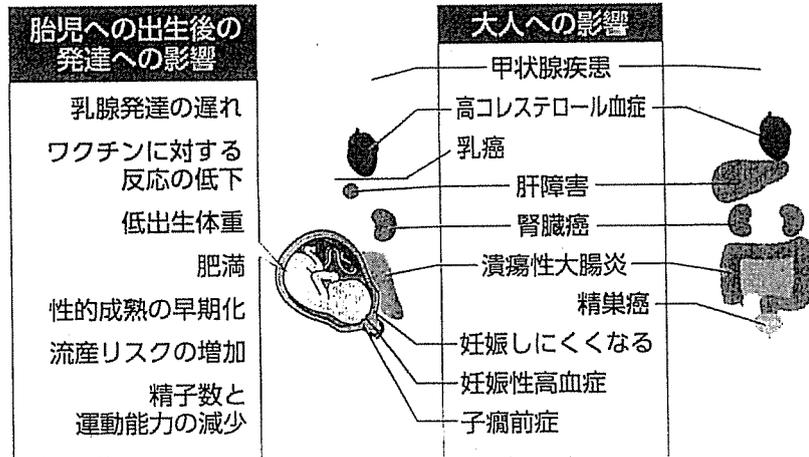
健康への影響

関連性を示す十分な証拠のある健康影響

- ①抗体反応の低下（成人および小児）ジフテリアと破傷風のワクチン接種後の抗体価低下
- ②脂質異常症（成人及び小児）
- ③幼児及び胎児の成長の低下
- ④腎臓がんのリスクの増加(成人)

欧州環境機関

PFASのヒトへの影響



赤文字：確実性が高い
黒文字：確実性が中程度

米国科学アカデミー臨床医へのガイドライン

- 1 PFASの血清濃度が2ng/mL以下の場合には通常診療でよい。
- 2 PFASの血清濃度が2ng/mL以上20ng/mL未満の患者に対して
 - ・暴露源が特定されている場合、特に妊婦ではPFAS暴露の削減を奨励する
 - ・脂質異常症のスクリーニングを優先的に行う
 - ・すべての出生前診断において、妊娠高血圧症候群のスクリーニングを行う
- 3 PFASの血清濃度が20ng/mL以上の患者に対して
 - ・PFAS被ばく源が特定された場合、特に妊娠中の人については被ばく低減を図る
 - ・脂質異常症のスクリーニング（2才以上）
 - ・精巣癌、潰瘍性大腸炎の評価（15才以上）
 - ・甲状腺機能検査として甲状腺刺激ホルモンTSH検査（18才以上）
 - ・腎臓癌の評価（45才以上）

2022年、米国科学・工学・医学アカデミーは5,000本以上の論文を分析し『ガイダンス』としてまとめました。担当した専門家は「メカニズムはまだ不明だが、重大な疾患と高い関連性が一貫して見つかっている。PFASにより病気を発症した人たちはいる、と言える。市民の健康を守るアプローチをするべきだ」と提言しています。

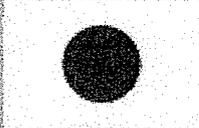
2023年4月放送 NHK「クローズアップ現代 追跡"PFAS汚染"」より

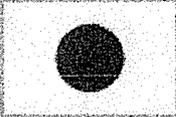
ナノグラム/リットル(ng/L)とは？

25mプールでは

塩ですと小さい粒4、5粒程度、大きい粒だと1粒で超えてしまう量が入った状態

資料③ (データをもとに山内美穂が作成)

『PFAS』水道水の基準値		
	アメリカ	PFOA PFOS それぞれ 1Lあたり4ナノグラム
	ドイツ (2028年~)	PFOA PFOS など4種類の合計が 1Lあたり20ナノグラム
	日本 (現在は暫定目標値)	PFOA PFOS の合計が 1Lあたり50ナノグラム

『PFAS』1日の摂取許容量の数値		
	アメリカ (環境保護局)	PFOA 1kgあたり0.1ナノグラム PFOS 1kgあたり0.03ナノグラム
	欧州食品 安全機関	PFOA PFOS の合計が 1kgあたり0.63ナノグラム
	日本	PFOA 1kgあたり20ナノグラム PFOS 1kgあたり20ナノグラム

※kgは体重1kgあたり、アメリカと日本は「PFOA」「PFOS」それぞれの1日の摂取量

PFAS独自水質調査実施16市

2025年2月20日時点

(多摩26市中 実施及び予算計上した自治体)



国立市、西東京市、狛江市は25年度予算案に計上

PFAS汚染を明らかにする狛江の会調べ

陳 情 文 書 表

7 陳情第 45 号

小金井市立保育園の「廃園条例」の専決処分と事務執行について事務の検査を実施していただくことを求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 8 月 2 9 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市東町 XXXXXXXXXX
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木章成 XXXXXXXXXX ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	XXXXXXXXXX

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	同 上
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

星成 山下

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 8 月 29 日			11:13	
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議長 斎藤 康夫 殿

2025年 8月29日

小金井市東町

市民団体「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木 章成

小金井市立保育園の「廃園条例」の専決処分と事務執行について 事務の検査を実施していただくことを求める陳情書

議員各位の市政発展のためのご奮闘に、心より感謝を申し上げます。

憲法第16条、請願法、議会基本条例および小金井市議会会議規則に則り、次の事項を陳情いたします。充実したご審議ののち、採択されますよう、お願いいたします。

さて、白井亨市長は、今定例会に小金井市立保育園の在り方に関する方針に基づき、小金井市立保育園の定員を大幅に削減し、2027年度末に市立くりのみ保育園、2028年度末に市立さくら保育園を閉園するため議案第44号「小金井市立保育園条例（案）」を提案しました。2022年11月の市長選挙で当時の白井候補は「廃園撤回」を公約しており、西岡真一郎前市長の廃園方針を踏襲する提案は、子どもの権利と保護者の勤労権を侵害するものであり、許されるものではありません。

議案第44号は、西岡前市長によって専決処分された小金井市立保育園条例の一部を改正する条例（令和4年条例第28号、「廃園条例」という。）を含む小金井市立保育園条例（昭和43年条例第14号）について付則第2項で廃止するとしています。昨年2月22日に東京地方裁判所は専決処分は違法であり、廃園条例は無効であるとの判決を下し、市は控訴せず、判決は確定しました。ところが、市長は廃園条例は有効であるとして、2園の段階的募集停止を執行しています。

そこで、以下の事項を陳情いたします。

【陳情項目】

- （1）地方自治法第98条第1項に基づき、当該専決処分と無効とされた廃園条例に基づく事務執行の違法性の有無と損害について事務の検査を実施してください。
- （2）違法性が問われている条例にかかる提案ですから、議案第44号は事務の検査が終了するまで、採決しないでください。

以上

陳 情 文 書 表

7 陳情第 46 号

小金井市立保育園の「廃園条例」の専決処分と事務執行について監査の請求をしてい
 ただくことを求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 8 月 29 日
 (西暦 2025)

陳 情 代 表 者	住 所	東京都小金井市東町 XXXXXXXXXX
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木章成 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	XXXXXXXXXX

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	同 上
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 8 月 29 日		11:13		
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

2025年 8月29日

小金井市東町

市民団体「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木 章成

小金井市立保育園の「廃園条例」の専決処分と事務執行について 監査の請求をしていただくことを求める陳情書

議員各位の市政発展のためのご奮闘に、心より感謝を申し上げます。

憲法第16条、請願法、議会基本条例および小金井市議会会議規則に則り、次の事項を陳情いたします。充実したご審議ののち、採択されますよう、お願いいたします。

さて、白井亨市長は、今定例会に小金井市立保育園の在り方に関する方針に基づき、小金井市立保育園の定員を大幅に削減し、2027年度末に市立くりのみ保育園、2028年度末に市立さくら保育園を閉園するため議案第44号「小金井市立保育園条例(案)」を提案しました。2022年11月の市長選挙で当時の白井候補は「廃園撤回」を公約しており、西岡真一郎前市長の廃園方針を踏襲する提案は、子どもの権利と保護者の勤労権を侵害するものであり、許されるものではありません。

議案第44号は、西岡前市長によって専決処分された小金井市立保育園条例の一部を改正する条例(令和4年条例第28号、「廃園条例」という。)を含む小金井市立保育園条例(昭和43年条例第14号)について付則第2項で廃止するとしています。昨年2月22日に東京地方裁判所は専決処分は違法であり、廃園条例は無効であるとの判決を下し、市は控訴せず、判決は確定しました。ところが、市長は廃園条例は有効であるとして、2園の段階的募集停止を執行しています。

また、同判決では、原告に対して入園不許可処分を取り消し、国家賠償請求の支払いを命じたため、市は昨年3月29日に遅延損害金を含む104,505円を供託しましたが、白井市長は西岡前市長に対して求償権を行使せず、市の損害となっています。

そこで、以下の事項を陳情いたします。

【陳情項目】

(1) 地方自治法第98条第2項に基づき、議会は監査委員に対して、当該専決処分と無効とされた廃園条例に基づく事務執行の違法性の有無と損害、求償権の行使がされていないことについて監査の実施を請求実施してください。

(2) 違法性が問われている条例にかかる提案ですから、監査委員から監査結果が報告され事務が是正されるまで、議案第44号は採決しないでください。

以上

陳 情 文 書 表

7 陳情第 47 号

議案第44号「小金井市立保育園条例」の審査にあたり学識経験者による専門的調査の
 実施を求める..... 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 8月29日
 (西暦 2025)

陳 情 代 表 者	住 所	東京都小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木章成 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	同 上
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

① 原 麻 呂
 ② 山 下

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 8 月 29 日		11:13		
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
山 浦	山 浦	藤 井	高 橋	西 村	伏 見	斎 藤

2025年 8月29日

小金井市東町

市民団体「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木 章成

議案第44号「小金井市立保育園条例」の審査にあたり 学識経験者による専門的調査の実施を求める陳情書

議員各位の市政発展のためのご奮闘に、心より感謝を申し上げます。

憲法第16条、請願法、議会基本条例および小金井市議会会議規則に則り、次の事項を陳情いたします。充実したご審議ののち、採択されますよう、お願いいたします。

さて、白井亨市長は、今定例会に小金井市立保育園の在り方に関する方針に基づき、小金井市立保育園の定員を大幅に削減し、2027年度末に市立くりのみ保育園、2028年度末に市立さくら保育園を閉園するため議案第44号「小金井市立保育園条例(案)」を提案しました。西岡真一郎前市長の廃園方針を踏襲する提案は、子どもの権利と保護者の勤労権を侵害するものであり、許されるものではありません。小金井市立保育園の在り方検討委員会の答申や委員の知見を十分に踏まえたものでもありません。

議案第44号は、西岡前市長によって専決処分された小金井市立保育園条例の一部を改正する条例(令和4年条例第28号、「廃園条例」という。)を含む小金井市立保育園条例(昭和43年条例第14号)について付則第2項で廃止するとしています。昨年2月22日に東京地方裁判所は専決処分は違法であり、廃園条例は無効であるとの判決を下し、市は控訴せず、判決は確定しました。ところが、市長は廃園条例は有効であるとして、2園の段階的募集停止を執行しています。

かかる事務執行を追認する議案第44号は、子どもの権利条約、こども基本法、児童福祉法、市子どもの権利条例等の関係法令に反するばかりか、子どもと保護者の権利を著しく侵害と、市民に保育ニーズ、施設の平等利用権を否定するものです。

そこで、以下の事項を陳情いたします。

【陳情項目】

・議案第44号「小金井市立保育園条例」の審査にあたり、地方自治法第100条の2の規定に基づき、上述の諸課題その他につき、学識経験者による専門的事項に係る調査を実施してください。

以上

陳 情 文 書 表

7 陳情第 48 号

議案第44号「小金井市立保育園条例」の審査にあたり公聴会の開催を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 8月29日
(西暦 2025)

陳 情 代 表 者	住 所	東京都小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木章成 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	同 上
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

屋敷 山下

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 8 月 29 日			11:13	
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

2025年 8月29日

小金井市東町

市民団体「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木 章成

議案第 44 号「小金井市立保育園条例」の審査にあたり 公聴会の開催を求める陳情書

議員各位の市政発展のためのご奮闘に、心より感謝を申し上げます。

憲法第 16 条、請願法、議会基本条例および小金井市議会会議規則に則り、次の事項を陳情いたします。充実したご審議ののち、採択されますよう、お願いいたします。

さて、白井亨市長は、今定例会に小金井市立保育園の在り方に関する方針に基づき、小金井市立保育園の定員を大幅に削減し、2027 年度末に市立くりのみ保育園、2028 年度末に市立さくら保育園を閉園するため議案第 44 号「小金井市立保育園条例（案）」を提案しました。2022 年 11 月の市長選挙で当時の白井候補は「廃園撤回」を公約しており、西岡真一郎前市長の廃園方針を踏襲する提案は、子どもの権利と保護者の勤労権を侵害するものであり、許されるものではありません。

議案第 44 号は、西岡前市長によって専決処分された小金井市立保育園条例の一部を改正する条例（令和 4 年条例第 28 号、「廃園条例」という。）を含む小金井市立保育園条例（昭和 43 年条例第 14 号）について付則第 2 項で廃止するとしています。昨年 2 月 22 日に東京地方裁判所は専決処分は違法であり、廃園条例は無効であるとの判決を下し、市は控訴せず、判決は確定しました。ところが、市長は廃園条例は有効であるとして、2 園の段階的募集停止を執行しています。

かかる事務執行を迫認する議案第 44 号は、子どもの権利条約、こども基本法、児童福祉法、市子どもの権利条例等の関係法令に反するばかりか、子どもと保護者の権利を著しく侵害と、市民に保育ニーズ、施設の平等利用権を否定するものです。

そこで、以下の事項を陳情いたします。

【陳情項目】

・議案第 44 号「小金井市立保育園条例」の審査にあたり、地方自治法第 115 条の 2 第 1 項の規定に基づき、上述の諸課題その他につき、公聴会を開催してください。

以上

陳 情 文 書 表

7 陳情第 49 号

議案第44号「小金井市立保育園条例」の審査にあたり参考人の意見聴取を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 8 月 29 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木章成 [REDACTED] ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	同 上
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

屋敷 山下

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 8 月 29 日		1123		
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
山浦	山浦	藤原	高橋	西村	伏見	斎藤

小金井市議会議長 斎藤 康夫 殿

2025年 8月29日

小金井市東町

市民団体「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木 章成

議案第 44 号「小金井市立保育園条例」の審査にあたり 参考人の意見聴取を求める陳情書

議員各位の市政発展のためのご奮闘に、心より感謝を申し上げます。

憲法第 16 条、請願法、議会基本条例および小金井市議会会議規則に則り、次の事項を陳情いたします。充実したご審議ののち、採択されますよう、お願いいたします。

さて、白井亨市長は、今定例会に小金井市立保育園の在り方に関する方針に基づき、小金井市立保育園の定員を大幅に削減し、2027 年度末に市立くりのみ保育園、2028 年度末に市立さくら保育園を閉園するため議案第 44 号「小金井市立保育園条例（案）」を提案しました。2022 年 11 月の市長選挙で当時の白井候補は「廃園撤回」を公約しており、西岡真一郎前市長の廃園方針を踏襲する提案は、子どもの権利と保護者の勤労権を侵害するものであり、許されるものではありません。

議案第 44 号は、子どもの権利条約、こども基本法、児童福祉法、市子どもの権利条例等の関係法令に反するばかりか、子どもと保護者の権利を著しく侵害と、市民に保育ニーズ、施設の平等利用権を否定するものです。

そこで、以下の事項を陳情いたします。

【陳情項目】

・議案第 44 号「小金井市立保育園条例」の審査にあたり、地方自治法第 115 条の 2 第 2 項の規定に基づき、上述の諸課題その他につき、知見や利害等を有する参考人から意見聴取してください。

以上

陳 情 文 書 表

7 陳情第 70号

.....公立保育園の^{在り}役割^等に関して、小金井市における保育内容・保育需要・~~保育実態や~~
~~保育士の勤務状況~~を十分に検討したうえで条例改正を行うことを求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和7年8月2^日日
 (西暦2025年)

陳 情 代 表 者	住 所	東京都小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	三橋 誠 [REDACTED] ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED])

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	東京都小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	三橋 誠
	連 絡 先	([REDACTED])

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山 下 履 成

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年			
受 理 年 月 日		令 和 7 年 8 月 29 日					14:05
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長	
山 下	山 下	履 成	高 橋	西 村	伏 見	齋 藤	

(宛先) 小金井市議会議員

香原 文彦 議員

令和7年8月28日

(西暦2025年)

氏名 三橋 誠

住所 小金井市前原町

連絡先

公立保育園の在り方に関して、小金井市における保育内容・保育需
要・保育実態や保育士の勤務状況を十分に検討したうえで条例改正を行
うことを求める 陳情書

1 陳情要旨

現行の条例改正案については、公立保育園の在り方に関して審議会における審議、説明会やパブリックコメントの実施等を行ってはいるものの、検討内容に当たって十分な内容の精査ができていない。まずは、公立保育園の在り方に関して、小金井市における保育内容・保育需要・保育実態や保育士の勤務状況を十分に検討したうえで条例改正の検討を行うべきである。

以上

陳 情 文 書 表

7 陳情第 51 号

..... 公立保育園の今後の在り方の検討にあたり、取り進め方の課題を解決したうえで
 の条例審議を求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和7年8月28日
 (西暦2025年)

陳 情 代 表 者	住 所	東京都小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	三橋 誠 [REDACTED] ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED])

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	東京都小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	三橋 誠
	連 絡 先	([REDACTED])

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山 尾

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 8 月 29 日			14105	
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

(宛先) 小金井市議会議長

香森康夫 殿

令和7年8月28日

(西暦2025年)

氏名 三橋 誠

住所 小金井市前原町

連絡先

公立保育園の今後の在り方の検討にあたり、取り進め方の課題を解決
したうえでの条例審議を求める 陳情書

1 陳情要旨

現行の条例改正案については、審議会でのとりまとめに偏りがあり、父母や市民から様々な意見や抗議等が出ているが、それらが全く市の方針に反映がされていない。取り進め方に関する課題を解決をした上での条例審議を求めるもの。

以上

陳 情 文 書 表

7 陳情第 52号

公立保育園の課題等に関して十分な資料提供や検討を踏まえたうえで条例審議を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和7年8月29日
(西暦2025年)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	三橋 誠 [REDACTED] ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED])

発言を申し出ます。

発言者	住 所	東京都小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	三橋 誠
	連 絡 先	([REDACTED])

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山下 屋敷

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 8 月 29 日			14:05	
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

(宛先) 小金井市議会議員

香原 誠 殿

令和 7 年 8 月 28^日

(西暦 2025 年)

氏名 三橋 誠

住所 小金井市前原町

連絡先

公立保育園の課題等に関して十分な資料提供や検討を踏まえたうえ
で条例審議を求める陳情書

1 陳情要旨

公立保育園を廃園とする理由として、財政面での問題や保育士の不足などの所謂5つの課題を市は提示しているが、その検討にあたっては、具体的な資料提供が不十分で会費、原因の究明や対応方針等についても様々な意見が出ているが、それらに対する検討も不十分であることから、十分な資料提供および検討を踏まえたうえでの条例審議を求めるもの。

以上

陳 情 文 書 表

7 陳情第 53号

市が敗訴した判決結果をきちんと踏まえたうえで、条例改正を行うことを求める
陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和7年8月29日
(西暦2025年)

陳情 代表者	住 所	東京都小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	三橋 誠 [REDACTED] ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED])

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	東京都小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	三橋 誠
	連 絡 先	([REDACTED])

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係
山下 慶原

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 8 月 29 日 (2025)				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

(宛先) 小金井市議会議長

前原 東 隆

令和7年8月28日

(西暦2025年)

氏名 三橋 誠

住所 小金井市前原町

連絡先

市が敗訴した判決結果をきちんと踏まえたうえで、条例改正を行うことを求める陳情書

1 陳情要旨

2023年2月に東京地裁において、小金井市が行った専決処分は違法であり、違法な手続きで制定された公立保育園を段階的に縮小・廃園とする所謂「廃園条例」は無効であるとの判決を申し渡されている。しかし、市の方はそれにもかかわらず、現行条例を有効として取り扱いを行っており、その結果今提案を行っている条例案は市の誤った理解・説明を元にした取り進め手続きが行われており、その結果内容に関しても大きな問題がある。判決をきちんと踏まえたうえでの公立保育園の在り方の検討・審議を求めるもの。

以上

陳 情 文 書 表

7 陳情第 54 号

廃園条例に関する係争中の裁判結果を踏まえたうえで、条例案の審議を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和7年8月29日
(西暦2025年)

陳 情 代 表 者	住 所	東京都小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	三橋 誠 [REDACTED] ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED])

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	東京都小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	三橋 誠
	連 絡 先	([REDACTED])

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山 下 厘 成

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 8 月 29 日		1405		
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

(宛先) 小金井市議会議員

斎藤 康久 殿

令和7年8月28⁹日

(西暦2025年)

氏名 三橋 誠

住所 小金井市前原町

連絡先

廃園条例に関する係争中の裁判結果を踏まえたうえで、条例案の審議を求める陳情書

1 陳情要旨

202⁴年2月に東京地裁において、小金井市が行った専決処分は違法であり、違法な手続きで制定された公立保育園を段階的に縮小・廃園とする所謂「廃園条例」は無効であるとの判決を申し渡されている。しかし、市の方はそれにもかかわらず、現行条例を有効として取り扱いを行っているが、その間にも甚大な被害を被っている市民・保護者があり、今も市を提訴し、裁判で争っている。今回の条例審議によって、係争中の裁判に大きな影響を与えるだけではない。裁判の形式は国家賠償請求ではあるものの、単に賠償金を目的とした裁判ではなく、無効と宣言された廃園条例を有効として取り扱うことの是非に関して争っており、その結果を踏まえた条例改正が必要であることを意見・陳情するもの。

以上

陳 情 文 書 表

7 陳情第 55 号

小金井市民は世界連邦法を受諾した
ことによりが否かについて聞く

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 9 月 1 日
(西暦 2025)

陳情 代表者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]
	氏 名	佐々間 尚己 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山下 塚原

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 9 月 1 日		8:57	
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議長 斎藤 康夫様

令和7年9月1日
小金井市緑町
佐久間昌己

件名 小金井市民は世界連邦法を受諾した
ことになるか否かについて聞く陳情書

小金井市は昭和35年に世界連邦平和都市宣言を行っており以下がその宣言文になります。

世界連邦平和都市宣言

昭和35年10月3日

戦争放棄を憲法に明記した日本は、武力国家の対立を解消して平和の礎を築き人類の福祉に貢献すべきであるとの認識にたつて、わが小金井市は国際社会を一つの法のもとに力の支配から法の秩序に切り替えて地上に永遠の平和を招来せんとする世界連邦の趣旨に賛同し永久の平和都市たることを宣言し、志を同じくする他の宣言都市と相携え盛りあがる国民の総意により日本国宣言に到達せしめ世界連邦の実現を希求する。

右宣言する。

東京都小金井市議会

この宣言は第二次世界大戦直後に世界連邦運動と言う世界的な平和理念澎湃の中で生まれたもので「世界連邦法は『国家』に対してではなく、1人1人の『個人』を対象として適用される。」と声明されております。

従って当該理念は個人に直接働きかけられるものであり、よってこれへの賛否は個人の内心に負うべきことが明確に示されております。

しかしながら、小金井市は市としてこの宣言を議決しているのです。よって小金井市民はその内心に関わらず以下の世界連邦法を受諾したとすることになるのか、これについての見解を確定させて頂くための、ご議論をお願い申し上げます。

- 1 全世界の諸国、諸民族を全部加盟させる。
- 2 世界的に共通な問題については、各国家の主権の一部を世界連邦政府に委譲する。
- 3 世界連邦法は「国家」に対してではなく、1人1人の「個人」を対象として適用される。
- 4 各国の軍備は全廃し、世界警察軍を設置する。
- 5 原子力は世界連邦政府のみが所有し、管理する。
- 6 世界連邦の経費は各国政府の供出ではなく、個人からの税金でまかなう。

世界連邦の6原則「モントルー宣言」

2025年9月1日

小金井市議会議長 斎藤 康夫様

小金井市立保育園の在り方に関する方針に対する陳情書

小金井市立くりのみ保育園保護者 川口 進

小金井市東町

【陳情要旨】

私は小金井市立くりのみ保育園に息子を通園させている保護者です。

前市長による専決処分で廃園がすすめられている中、私は大きいもので3度、市長や市の考えとの食い違いを感じてきました。

1つは、市長が議会で廃園条例の廃止ができなかったとの保護者説明会の時です。市長は申し訳ないと保護者に謝罪がありました。保護者は議員1人差での議決であり、再度議会で廃園条例を撤廃するよう活動を続けてほしいと求めていました。市長は、廃園を止める考えをもっていました。しかし、今回の方針(案)の説明会では、公約ですべての園を残すとの考えではなかったと話されていました。

2つ目は、公立保育園の在り方検討委員会の答申の活用です。私は、この在り方検討委員会での議論で、公立保育園の必要性を訴えることで、3園の廃園が防げるとしていました。そして出た答申では、5園存続が望ましいとされていました。しかし、市長や市が出した答えは、2園の廃園、存続する3園の入所定員の大幅な縮小です。前面に答申を尊重したとの話でしたが、とてもそうは思えませんでした。

3つ目は、急に出てきた存続する3園の入所定員の縮小です。保護者は、在り方検討委員会で一生懸命公立保育園の必要性を訴え、廃園を止める前提で役割を出していきました。しかし、市や市長の対応は、その前提である廃園を止めるという意思よりも、「医療ケア児の受け入れ」など新たな役割を前面に出し、それをするためには、廃園に加え、入所定数の削減が必要と示しました。

市や市長は、説明会を何度も行っていただき、理解を得るため努力していただいているのは感じています。しかし、私も子供と向き合う時間を説明会の参加に割いて訴えてきました。それでも溝は埋まりませんでした。

また、廃園がすすめられている中、保護者の訴えた裁判により前市長の専決処分は違法との判決が出たと伺っています。しかし、市長や市は裁判の原告である保護者のみに適用し、訴えた子供だけ特別入園させました。その保護者からは自分のためだけに裁判を起こしたわけではないと聞きました。私は、法律家でも政治家でも無いため、法や行政のことはわかりません。権力の集中を防ぐために、市には市長と議会があるのはわかります。そして法を順守するため、国民を守るために、司法があるのだと思っています。違法と判決され控訴もしない状態で、それを訴えた保護者のみに適用し、現在も廃園はすすめられ、保育課も違法な条令のもと行政を進めています。市長は議会で廃園条例撤廃が否決されたことで違法な条令が議会でも認められているものとしています。それは、間違っていると思います。はたして、この違法な条令が議会で議決したものなのでしょうか。人は間違いを犯します。そのために、権力が市長と議会にあるのだと思っています。違法な条令のもと市政が進められているからこそ、市長も保育課も保護者も苦しい思いをしています。そんな状況なため、急激なスピードで今回の方針で違法な条令を撤廃し、新たな条令が制定されようとしています。

小学校の建て替え、新庁舎の建設に財政が苦しいことはわかっています。それが、優先事項であるのも理解しています。在り方検討委員会で、今後の公立保育園の役割を考えていくことは良いことです。しかし、市長の判断で違法な専決処分とされたものそのまま市政が進められ、それを議会が訂正できないまま、新たな条令で上塗りして無かったことにする前例を作ってしまうことが、将来の小金井市のためになるのか疑問でなりません。市政を違法な専決処分の前の状態に戻してから、今回の方針をすすめることが行政の在り方なのではないでしょうか。

この方針は行政サービスの改悪です。医療ケア児の受け入れを前面に押し出していますが、公立園の廃園や縮小するというのは、保護者やその子供の選択の自由を奪うことです。園庭があったり、看護師がいたり、食事

も委託でなかったり、私営の保育園とはサービスが異なります。子供や親の特性に合わせた選択肢を奪い、医療ケア児を受け入れることが、公立保育園の役割を果たしているとは到底思えません。違法とされた条令を市の都合で解釈するのではなく、市民を中心に置き、よく当事者と議論された上で進められることを望みます。

以上の理由から、以下を陳情いたします。

【陳情項目】

- 違法な専決処分の状態で行政を進めていたことが、議会で議決されたものなのか公表してください。
- 司法で違法とされた専決処分の前の市政の状態に戻してください。それから、小金井市立保育園の在り方に関する方針をすすめてください。
- 違法とされた条令を市の都合で解釈するのではなく、市民を中心に置き、よく当事者等と議論された上で進められることを望みます。

2025年9月1日

小金井市議会議員 斎藤 康夫様

廃園に向けて段階的縮小が強行されるくりのみ保育園の存続を求める陳情書

川口 望

小金井市東町

【陳情要旨】

私たち夫婦が息子を保育園に預けようと申請をしているときは新市長選が行われる頃で、新市長はどなたかたちであれ、まずは廃園を止めるといった公約だったため安心してくりのみ保育園へ登園を開始しました。実際に息子を通わせてくりのみ保育園の保育は素晴らしく、広い園庭・ホール・プールなどで遊ぶ姿を見て保護者としてこの園に通わせられて本当に良かったと思っています。

そんな中、裁判で専決処分は違法・廃園条例は無効と判決が出たにも関わらず、市は段階的縮小を強行しています。現3歳クラスの子どもたちは下の学年が入園してこないため、年下・年上の子と関わり多様性を学び、年下の子を手伝ってあげる・思いやるなどの機会を奪われています。また、行事・イベントに関しても園児減少により縮小を余儀なくされ、子どもたちが得られるはずであった「普通の保育」が実施できていない状況です。我が子たちの心身の成長の機会を無視し、具体的な心理的支援も十分に実施しないまま段階的縮小を強行する市に対して、強い憤りを感じている保護者は私たち夫婦だけではありません。小金井市の東南エリアの大切なくりのみ保育園をたった1回の議会で廃園と決めないでください。

これまで在園児の長男について話してきましたが、私は4月に次男を出産しました。来年4月に保育園へ入園ができるよう申請を行っていきませんが、現方針ではくりのみ保育園は廃園に向かっていく予定です。長男を転園させるべきか不安を抱えながら考えてきましたが、本当に転園するとなれば、送迎時間が大幅にかかる保育園になるリスクを負うことになり、息子が1歳から4歳までの3年をかけて作った友達・保育園スタッフとのコミュニティを壊すといった親としてとても心苦しい選択を迫られます。親としても通勤に加え、息子たちを2園別々に送迎することは非常に大変であり、2園別々の物品準備やルールなどを把握していけるのかと今から不安でなりません。

市はいつも廃園が止められないと言った話をするときに財源不足と老朽化について語りますが、くりのみ保育園は築56年と聞きますが、建築された50年以上前から老朽化した際について考えてこなかった市の責任と私は思います。緑が多く、住みやすい小金井市で地域からも慕われるくりのみ保育園を利用しながら子育てをしたいだけなのに、なぜ理不尽な市の対応にこんなに苦痛を受けなければならないのでしょうか。以上の理由により、以下の項目を陳情致します。

【陳情項目】

- 実際に素晴らしい保育を行っており、園庭やホールなど保育環境にも恵まれている小金井市立くりのみ保育園を廃園にしないでください。
- 裁判で専決処分は違法・廃園条例は無効と判決が出たことを受け止め、速やかに段階的縮小を停止してください。
- 異年齢保育や行事・イベントが従来通りに実施できるよう0・1・2歳児の募集を再開してください。
- 保護者が望まない2園送迎をしないで済むように、在園児が望まない転園をしないで済むように、現在生まれているきょうだい児をくりのみ保育園に入所させてください。

陳 情 文 書 表

7 陳情第 58号

小金井市立保育園の在り方に関する方針の再考を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和7年9月1日
(西暦2025年)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	小金井市立くりのみ保育園父母の会 副会長 川口 望 [REDACTED] ほか 44人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	川口 望 小金井市立くりのみ保育園父母の会 副会長
	連 絡 先	[REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山 下 慶 隆

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 9 月 1 日 10:45				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
山 下	山 下	慶 隆	高 橋	西 村	伏 見	齋 藤

小金井市議会議長 斎藤 康夫様

小金井市立保育園の在り方に関する方針の再考を求める陳情書

2025年9月1日

小金井市立くりのみ保育園父母の会 副会長 川口 望
小金井市東町

【陳情要旨】

私は小金井市立くりのみ保育園に息子を通園させている保護者であり、今年度は父母会の副会長を務めております。くりのみ保育園では小金井市立保育園の在り方に関する方針(案)(以下、方針案)の保護者説明会の後に、父母会にてアンケートを実施しました。そちらで得られた保護者の声を引用しながら陳情致します。

今回の方針は在り方検討委員会の答申をできる限り尊重したと市は主張していますが、小金井保育園の異年齢保育開始と存続園の定員数の大幅削減については、在り方検討委員会の答申には書かれていない市の独自の判断で加えられたものです。答申について保護者委員も含めて議論したと市は言っていますが、十分に意見を尊重していなかったりと抗議書を提出しています。方針の内容についてはごく一部保護者の意見が反映されたものもありますが、市が独断で考えた内容が多く、方針案についての追加説明を切望しても拒否・策定された方針については説明がないため保護者としては納得できず、受け入れられません。

我が子の通うくりのみ保育園についてですが、保護者から「素晴らしい保育を行っているくりのみ保育園を潰すことは保育の質を逆に下げるのでは?」「くりのみ保育園は小金井市の東南部をカバーする貴重な保育園」といった意見が出るほど素晴らしい保育を実施しています。市としてはこのまま段階的縮小を進めるため下の子が生まれた方は民間園へ通ってくださいといった説明でしたが、仕事をしている保護者からは「兄弟が同じ園に通えないことがどんなに大変かことか市にわかってほしい。」「市から納得のいく説明がないため、兄弟と一緒に通えないことを上の子に説明するのも難しくとても辛い。」といった声も聞かれています。市として民間園との連携は密にできているのかも疑問であり、連携の実績についても説明がありません。新たな役割についても本来であれば民間園も巻き込んで実施し、実績を公表していくことが小金井市全体の保育の質を上げることになるのではないのでしょうか。くりのみ保育園を廃園にしたとして小金井市の東南エリアには残る保育園は3つ程度です。そのうちの1つは命に係わる事故を起こし、法人にも難があるとされている保育園です。この方針が議決されてしまうと私たちの住む小金井市の東エリアは子どもを通わせたい保育園を奪われ、公立保育の空白地帯となってしまいます。「どこに住んでいるか」で子育て支援の恩恵が変わってしまう、これは公平性を欠く自治体運営ではありませんか。

方針の中で跡地利用については子どもたちのため使用する施設として検討するといった状態のままです。廃園されたくりのみ保育園跡地を補修するのであれば、現くりのみ保育園を補修して定員縮小したとしても保育園としての利用継続をしてほしいと思うのが保護者の想いです。どうか子どもたちを悲しませない跡地利用を早期に検討し、市としてくりのみ保育園を築立っていく子どもたちの未来に希望を持たせてほしいと切に願います。

段階的縮小に伴う在園児ケアについては、2年前の段階的縮小に向けた説明会の時点で実施すると

言われており、本来であれば今回の方針と切り離して検討し、すでに十分に実施されているべきでした。しかし、ほぼ在園児ケアの実施はなく具体的にもなっていないのです。速やかに保育課・現場スタッフである保育士の先生方・保護者を含む在園児ケア検討委員会なるものを設置し、在園児たちにケアが行き届くことを求めます。

最後になりますが、私たち保護者は今回の方針の内容について絶対に反対というわけではありません。しかし、十分な説明もなく保護者の納得を得ようともせず、誠意のない対応で方針を押し進める市の姿勢に対して絶望と憤りしかありません。どうかこの大切な保育園についての議論を1回の議会で決めないでください。くりのみ保育園が廃園になってしまう未来だとしても、一度立ち止まって市と納得できるまで話をしていきたいのです。以上の理由より、以下の項目を陳情致します。

【陳情項目】

- 今回策定された小金井市立保育園の在り方に関する方針を在り方検討委員会の答申が十分に尊重され、保護者の納得が得られるように再考・説明してください。
- 小金井市の東南部が公立保育の空白地帯とならないよう、すばらしい保育を行っているくりのみ保育園を存続させてください。
- 市が主体となって民間園との連携を深め、連携の実績を保護者にも公表・説明してください。
- くりのみ保育園の跡地について早期に検討し、具体案を説明してください。跡地を改修するのであればくりのみ保育園を改修し、定員縮小したとしても保育園としての利用を継続してください。
- 保護者の一番の想いは在園児のケアが十分に実施されることです。保育課・現場スタッフである保育士の先生方・保護者を含む在園児ケア検討委員会なるものを速やかに設置し、在園児たちにケアを行き届けてください。
- 今回の方針について早急に議決するのではなく、時間をかけて保護者の納得がいくまでの説明・再考を行ってください。

【署名】

氏名	住所

陳 情 文 書 表

7 陳情第59号

小金井市立保育園の在り方に関する方針より医療ケア児の受け入れに関する陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和7年9月1日
(西暦2025年)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	川口 望  ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	川口 望
	連 絡 先	[REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 9 月 1 日 10:45				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

2025年9月1日

小金井市議会議員 斎藤 康夫様

小金井市立保育園の在り方に関する方針より医療ケア児の受け入れに関する陳情書

川口 望

小金井市東町

【陳情要旨】

私は小金井市立くりのみ保育園に息子を通園させている保護者ですが、病院に勤務する医療従事者でもありません。医療ケアを必要とする未成年とのかかわりにはご本人はもちろん、保護者の同意と意見交換・連携が必須です。今回の小金井市立保育園の在り方に関する方針では一概に医療ケア児とされていますが、保育園入所を希望する医療ケア児数・重症度・どの地域に在住しているか・どのようなケアが見込まれるのかまで全く記載がありません。また、その保護者の希望や意見を尊重し、通いやすさなどを考慮している内容とは思えません。

今回の方針ではスペース確保と加配の保育士ありきで新たな役割を担っていくようですが、医療ケア児にもさまざまな重症度があり、比較的軽度な医療ケアで身体機能の保たれているお子さんであれば通常保育とほぼ変わらず保育ができる場合も大いに考えられます。さらに医療ケア児と他の子どもを同室内で保育することで、病気や障害などの多様性を学ぶ機会になり、医療ケア児にとっては友達を作るといった家以外に自分の居場所を見つけることや障害受容の一端を担うものとなると思います。人工呼吸器に加え身体介護を必要とするなど重度の医療ケアを必要とするお子さんの場合では、登園することの大変さについて市に理解してほしいと考えます。医療ケア児を育てる保護者に寄り添うのであれば、通いやすい小金井市の各ブロックごとにある5園の公立保育園で役割を担っていくのが本当の新たな役割ではないでしょうか。

医療ケア児の保育受け入れには必要機関との連携が非常に重要となってきます。急変時対応としては第一連絡先は医療ケア児の主治医が望ましいですが、近隣小児科医・消防関係者との連携を図ることも重要です。就学先として近隣小学校・養護学校などとの連携も必須です。実際に医療ケア児の受け入れを行っている香川県高松市では医療ケア児等コーディネーターを市の保育所管轄課に配置し、ひとりひとりの医療ケア児において各種機関との連携を図り、カンファレンスの主催などを行っています。加えて、療法士などのリハビリ関連スタッフや心理士、乳児のころから関りがある保健センタースタッフの介入があるとより良い医療ケア保育となっていくと考えられます。この様々な医療ケアに必要な機関との連携が約半年で十分にできるとは考えられません。ガイドラインはこれから作成とのことですが、文面上はできたとしても担当スタッフの習熟には何年も時間がかかります。何か事故が起こった場合、責任追及されるのは勤務する看護師・保育士の先生方になります。新たな役割としての医療ケア児の受け入れ開始については保護者の同意を得た上で短時間の保育を実施してみるなど実施を得てから定員・スペースなどを再考する必要があると考えます。以上の理由から、以下を陳情致します。

【陳情項目】

- 小金井市に在住し、保育園入所を希望する医療ケア児がどれだけいるか早急に把握してください。
- 保育園入所を希望する医療ケア児のひとりひとりについて、保育と医療ケアプランを作成し適切に必要なスペース・加配の保育士数を検討してください。
- 医療ケア児と通常保育児を同室内で保育を行うなど、こどもたちにとって有益な保育展開について検討してください。
- 医療ケア児と保護者が通園しやすいよう各地域ブロックごとにある5か所の小金井市立公立保育園で医療ケア児を受け入れ、小金井市全体で保育の質を向上し新たな役割を担ってください。
- 医療ケア児コーディネーターを配置し、医療ケア児ひとりひとりに対する保育が安全にできるよう各種機関との連携やカンファレンスの主催などを行ってください。
- 医療ケア児保育のガイドラインを早急に作成し、担当する保育スタッフの医療ケア技術習熟が得られるよう数年をかけてシミュレーションを実施した後で医療ケア児保育の受け入れの開始としてください。

陳 情 文 書 表

7 陳情第 60 号

小金井市立保育園の在りかに関する方針に対して、
保護者との対話を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 9 月 1 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]
	氏 名	小川 奈津紀 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]
	氏 名	小川 奈津紀
	連 絡 先	[REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係
署名 山

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 9 月 1 日 14:45				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
山	山	澤	高	西	伏	斎

令和 7 年 9 月 1 日
(西暦 2025)

(宛先) 小金井市議会議長

氏 名 小川 奈津紀

住 所 小金井市本町

小金井市立保育園の在り方に関する方針に対して、保護者との対話を求める陳情書

1 陳情要旨

小金井市立保育園の在り方に関する方針に対して、保護者と議論がし尽くされていないまま進められようとしているため、十分な対話を求めます。

令和7年9月1日
(西暦 2025年9月1日)

小金井市会議長 殿

齋藤 康夫 殿

氏名: 鴨下 隆一

住所: 小金井市本町

武蔵小金井駅北口駅前東地区第一種市街地再開発事業^{計画に}おける

市民のための公共フロア設置を事業計画

盛り込むことを求める陳情書

1. 陳情要旨

- (1) 現在進行中の武蔵小金井駅北口東地区第1種再開発事業においては、これまで8階建てまでに制限されていた高度規制が大幅に緩和され、地上35階・高さ約125mの超高層建築物が計画されています。
- (2) 本事業には総事業費約414億円のうち、約58億円が国・東京都・小金井市からの補助金(内 小金井市から14.5億円)として投入される予定です。
- (3) このような大規模かつ公的資金が投入される再開発事業において、地域住民、とりわけ子育て世代や高齢者をはじめとする多様な市民が利用できる公共的なフロアやスペース(学習室、子ども・親子スペース、市民相談窓口、サテライト市役所窓口等)を設けることは、公共性・透明性の観点からも極めて重要であると考えます。
- (4) つきましては、本事業計画に武蔵小金井駅北口駅前東地区第一種市街地再開発地区の低層階に市民利用のための公共フロアを確保・設置することを計画に盛り込むことを、再開発組合が東京都都市整備局、小金井市など関係機関と協議・調整を行い、東京都は事業計画並びに、権利変換計画を決定・認可するよう、小金井市議会として意思決定されることを強く求めます。

2. 陳情理由

- (1) 2024年12月の都市計画認可前までは8階建てに制限されていた高度制限が寛容な「小金井市民」は反対運動も起こさず、高度制限、容積率共に大幅な「規制緩和」がなされ、周辺住民の住環境に大幅な影響が及ぶことが必死となった。さらに、小金井市からだけでも、14.5億円もの補助金が市民の血税予算から投入されることとなっている。
- (2) 市民にかかる負担をかける再開発事業であるうえ、中央線駅前一等地とい

う高い公共性が求められる地区での再開発事業である以上、再開発組合が100%民間の組合といえども、公共の福祉への観点から、市民に対しての貢献として、無償提供が困難といえども、一定面積のフロアーを公共的施設に割り当てることを事業計画に盛り込むべき。

- (3) 提供が約された公共フロアー内施設について再開発組合は、市民を主体とした協議体を設け施設・賃貸借計画を協議されたい。
- (4) 具体的な公共フロアー内、施設としては、民間運営学童保育施設、駅前サテライト市役所窓口、文教都市小金井にふさわしい児童・生徒がグループ学習できるフロアー、これに隣接してシニアボランティアが子ども達の宿題・学習を支援する“街の寺子屋”などが考えられる。

参考資料：武蔵小金井駅北口駅前東地区 都市計画制限の比較

本資料は、武蔵小金井駅北口駅前東地区における、再開発前後の都市計画に関する制限(高度制限、容積率、建ぺい率)を比較したものである。都市計画の大幅な緩和に伴い、市民利用の公共フロアー設置の必要性を訴える根拠資料とする。

区分	再開発前(高度利用地区指定前)	再開発後(高度利用地区指定後)
高度制限(建物高さ)	約26m(地上8階程度)	約130m(地上35階程度)
容積率	500%(商業地域の標準)	約970%(延床48,200㎡/敷地4,969㎡換算)
建ぺい率	約80%(商業地域の標準)	最大で約90%程度と推定(詳細指定未確認)

【補足説明】

- ・高度制限：従来は地区計画等により実質26m前後(8階建て程度)に制限。再開発後は約130mが可能。
- ・容積率：建築物の延べ床面積と敷地面積から逆算し、実質約970%と推定。
- ・建ぺい率：商業地域の一般基準(80%)から、再開発により緩和されたと考えられる(最大90%前後か)。

陳 情 文 書 表

7 陳情第 62 号

「小金井市立保育園の在り方に関する方針」に対して
 くりのみ保育園の貴重性から存続と募集再命を求める 陳情書
 関

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 9 月 1 日
 (西暦 2025)

陳情代表者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]				
	氏 名	芹江 美恵				ほか / 人
	(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)					
	連 絡 先	[REDACTED]				

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]				
	氏 名	芹江 美恵				
	連 絡 先	[REDACTED]				

(宛先) 小金井市議会議長

賛 賞 標

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年			
受 理 年 月 日		令 和 7 年 9 月 1 日					15:14
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長	

小金井市議会議員 齋藤 康夫様

「小金井市立保育園の在り方に関する方針」に対して
くりのみ保育園の貴重性から存続と募集再開を求める陳情書

2025年9月1日

氏名 芹江 美恵

住所 小金井市東町

【陳情要旨】

方針案で廃園対象となっているくりのみ保育園は、保育内容・立地・環境・設備の面から小金井市に住む保護者にとって大変貴重なものであるため、当該保育園の存続および早期の募集再開を求める。

【署名】

氏名	住所

陳 情 文 書 表

▽陳情第 63 号

「小金井市立保育園の在り方に関する方針」の策定にあたり、
市の進め方の問題を解決したうえで条例審議を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 9 月 1 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	<p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">芹江 美恵</p> <p style="text-align: right;">ほか / 人</p> <p style="font-size: 0.8em;">(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</p>
	連絡先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	芹江 美恵
	連絡先	[REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

星
山

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 9 月 1 日 15:14				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議員 齋藤 康夫様

「小金井市立保育園の在り方に関する方針」の策定にあたり、
市の進め方の問題を解決したうえで条例審議を求める陳情書

2025年9月1日

氏名 芹江 美恵

住所 小金井市東町

【陳情要旨】

市が開催した「保護者説明会」は形式的なものであり、保護者は全く理解・納得していない。保護者が求める「在園児ケア」に対して具体的な回答をいただけていない。
未解決の重要事項を残したまま方針策定を強行するのではなく、子どもたちの笑顔と成長の場所を守るために、保護者と誠実な対話を行うことを求める。

【署名】

氏名	住所
[Redacted]	[Redacted]

2025年7月1日

小金井市議会議員 齋藤康夫様

小山剛

東京都小金井市東町

フェスティバルコートでの政治活動・選挙運動への利用拡大を求める陳情書

陳情要旨

小金井市が、アクウェルモール管理組合およびI・IIFC（フェスティバルコート）管理・運営協議会に、フェスティバルコートでの政治活動・選挙運動を可能にするように働きかけることを求めます。

陳情理由

日本では30年近くにわたり、投票率の低下に象徴される政治参加の低迷が懸念され、小金井市選挙管理委員会による選挙啓発活動や、小金井市議会の出前授業など様々な取り組みが懸命になされてきました。

近年では、北欧をはじめとしたヨーロッパ各国でなされている「選挙小屋」と呼ばれる取り組みが日本国内で注目を集めています。選挙期間、市内の広場において、各政党がブースを設け、有権者とお茶を飲みながら対話をするというものです。

昨年、日本青年会議所関東地区東京ブロック協議会によって、「政治は祭りだ！若者政治フェスティバル」というイベントが開催されました。武蔵小金井駅南口のフェスティバルコート周辺で、各政党が、選挙小屋さながらブースを出し有権者と交流しました。

フェスティバルコートは、市内で最も利用者の多いJR武蔵小金井駅南口にあります。小金井市民交流センター（宮地楽器ホール）や大型商業施設とも隣接することから、多くの人々が行き来します。他方で、一部の小金井市の土地を除きその敷地の大部分が私有地です。アクウェルモール管理組合とI・IIFC管理・運営協議会によって管理されており、政治活動のための利用が禁止されています。

フェスティバルコートの大部分は私有地ですが、広く公開されており、高い公共性を帯びています。ヨーロッパ諸国のみならずアメリカ、アジア、アフリカ、世界の各地で、公共空間が政治参加の空間となり、様々な政治活動や選挙運動の場になることで、多くの有権者の政治に関わる機会をつくってきました。日本、小金井においても、公共空間を政治用途に活用していくことで、有権者の参加を高めていくことができるのではないでしょうか。その為に、フェスティバルコートでの政治活動・選挙運動への利用拡大を、小金井市から、アクウェ

ルモール管理組合およびI・II FC 管理・運営協議会に働きかけをお願いします。

フェスティバルコートでの政治活動や選挙運動への利用拡大を進めていくにあたり、利用のされ方に様々な懸念が発生する可能性もあります。小金井市には、「たがいに人権を尊重し、みんながしあわせになるように助け合い、うるおいのあるまちをつくりましょう」と謳う小金井市市民憲章があります。懸念があるからといって、政治活動や選挙運動での利用を禁止するのではなく、市民憲章の理念に立ち返って、ルール作りをしていくことができるのではないのでしょうか。

陳 情 文 書 表

7 陳情第 65 号

50年の歴史あり 公立保育園の存続を求め子 陳情書

(くりのや 保育園、
たろう 保育園)

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 9 月 1 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	東京都 小平市 鈴木町 [REDACTED]
	氏 名	前田 美代子 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連絡先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	東京都 小平市 鈴木町 [REDACTED]
	氏 名	前田 美代子
	連絡先	[REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係
山下 屋敷

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 9 月 / 日 1620				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
山浦	山浦	澤根	高橋	西村	伏見	斎藤

2025年9月1日

小金井市議会
議長 斎藤 康夫 様

前田 美代子
小平市 鈴木町

50年の歴史ある公立保育園の存続を求める陳情書

(くりのみ保育園、さくら保育園)

- 1、小金井市の公立保育園に保育士として40年近く携わったものとしてくりのみ保育園、さくら保育園を老朽化ということを理由に廃園することに反対します。

公立保育園の存在は50年の歴史と伝統があります。保護者と職員が力を合わせて築いてきた歴史です。保育とは子どもを中心に保護者と保育士を始め職員が共同で行うものです。そこには信頼関係が不可欠です。信頼関係を築くには努力があり時間がかかります。

安心して預けられる保育園をめざして仕事をしてきました。たくさんの共同の取り組みが日々ありました。今回の裁判の保護者の陳述からも信頼できる保育園になっていることを強く感じます。40年保育士として携わった者として誇りに思います。

地域にとってはなくてはならない公立保育園です。どうか50年間築き上げたものをさらに発展させて下さい。公立5園は小金井市にうまく配置されていて、12万人の小金井市にとって災害時にもなくてはならない施設です。

くりのみ、さくら保育園が赤ちゃんから年長児までが在園できるように、そして保護者が安心して預けられる保育園であるために存続を切に願い、陳情とします。

陳 情 文 書 表

7 陳情第 66 号

公立保育園のあり方に関し多角的な視野からの検討を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和7年 9月 2日
(西暦2025年)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]
	氏 名	上田沙耶香 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]
	氏 名	上田沙耶香
	連 絡 先	[REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山下 慶成

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 9 月 2 日 9:40				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長

令和7年9月2日

(西暦 2025年)

宛先 小金井市議会議長

氏名 上田沙耶香

住所 小金井市緑町

公立保育園のあり方に関し多角的な視野からの検討を求める陳情書

1 陳情要旨

公共のサービスを提供する行政の責任として、財政面だけの判断ではなく、長期的な市民サービスの質や必要性を鑑みて判断をしてください。

2 陳情理由

公立保育園の廃園及び規模縮小に関し、市は財政難を主な理由に挙げています。しかし、その一方で新市庁舎建設に関しては、人件費や建築費の高騰などを理由に巨額な予算を組み、落札がないと金額を引き上げています。

実際の市民生活を考えた時、巨額の予算をつぎ込んだ市庁舎を建設することは本当に必要なのでしょうか。様々な理由で予算内に収まらない場合、予算内で収まるように内容を再考するのが一般的な考え方ではないでしょうか。

財政難を主な理由として公立保育園を廃園にする一方で、市庁舎建設には巨額の予算を投じる市の姿勢には矛盾があり、市民として到底納得できるものではありません。

これまで公立保育園の父母からは、各園の父母会や五園連などを通じて要望書を提出してきました。また、各園で行われた説明会や市民対象の説明会でも質問や意見を複数回にわたり市に届けてきました。

保護者や市民は、市と対立するために要望書を提出してきたわけではありません。また、市の進め方や考え方に否定的な意見を言うために運営協議会のメンバーを選出してきたわけではありません。

保護者が忙しい中この問題に向き合ってきたのは、自分たちの子どもが大きくなった時、そして今後小金井市で子育てをする若い人たちが安心して暮らせる環境を市と一緒に

考えて作り上げたいから協力してきたのです。

「小金井市立保育園の在り方検討委員会」の市民ワークショップでは、公立保育園の施設を保育サービスの提供場所としてだけではなく、複合的な施設として存続させる案も出されました。実際に市内には、高齢者のデイホーム、保育園、地域住民の寄り合い所が一つになった多目的福祉施設が存在し、20年以上の歴史をもっています。

年齢や世代によって居場所を分けるという従来の方法に囚われず、様々な世代の市民が活躍し安心できる居場所を作る方法など、現在市が提示している廃園と規模縮小という方法以外にも選択肢は複数あるはずです。

市民から具体的なアイデアが出されているにもかかわらず、従来のやり方だけに囚われて市政運営を進めれば、目先の課題に対応することにいつまでも追われ、根本的な課題解決にはなりません。

公共のサービスとは、市民生活の安定や社会全体の利益を優先することで、民間では提供が難しいサービスを市民に提供することが大きな役割の一つです。そのため、効率や利益を重視することより、誰でも利用できることが求められます。

財政的な問題だけを考えれば、非効率な市民サービスなど撤退させるべきかもしれませんが、しかし、公共のサービスは、たとえ少数であっても社会的に必要としている人がいる以上存続させるべきです。そして、存続できるよう努力することが行政の役割ではないでしょうか。

現在、公立保育園には医療ケア児、発達にニーズがあるために加配が必要な園児、食物アレルギーのある園児、外国にルーツをもつ園児など、いわゆる民間園では受け入れが難しい園児が複数名在園しています。

公立保育園を廃園にしたり、入園児の数を減らしたりすることは、社会的に見て少数派であるこれらの子どもや家族の行き場を奪うことになるのです。子どもに関する政策は、そもそも少数派に対する政策ですが、それが社会の中での優先順位を低くしてよい理由にはなりません。

なぜなら、誰もが安心して生活できる環境というのは、ニーズのない人にとっても暮らしやすい社会に繋がるからです。

誰かを排除するような政策ではなく、誰もが安心して生活し、子育てできる社会にするために、現在の公立保育園の廃園及び規模縮小という選択肢にこだわらず、より広く長期的な視野から市民生活への影響を考慮した議論を行うよう求めます。

陳 情 文 書 表

ア 陳情第 67 号

公立保育園のあり方に関し市民参加の理念に則った対応を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和7年 9月 2日
(西暦2025年)

陳情代表者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]
	氏 名	上田沙耶香 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]
	氏 名	上田沙耶香
	連 絡 先	[REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係
半 履 殿

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 9 月 2 日 9:40				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長

令和7年9月2日

(西暦 2025 年)

宛先 小金井市議会議員

氏名 上田沙耶香
住所 小金井市緑町

公立保育園のあり方に関し市民参加の理念に則った対応を求める陳情書

1 陳情要旨

「小金井市立保育園の在り方に関する方針」に関し、市民の声を十分に聞き入れた上で議論を行い、今後の判断をしてください。

2 陳情理由

・当事者である父母の声や市民の声を聞き入れずに進めている点に関して

これまで、公立保育園の廃園に関しては、前市長の西岡市長の時から各園の父母会や五園連、運営協議会を通じて何度も父母の声を市に届けてきました。要望書はこの4年間で何度も提出しています。しかし、市は要望を聞き入れるどころか、要望に対するまともな回答すら出していません。異なる要望をしているにも関わらず、毎回同じような言葉で回答が返ってきたのが現実です。

また、説明会ではわからない点や疑問に感じる点について質問をしました。しかし、質問に対する回答はいまだにいただけておりません。

私たち保護者は、市の主張する質の高い保育の実現のために何が必要なのか、安心して子育てできる環境とは何なのか、具体的に検討した結果、必要だと思われることを要望書に込めてきたのです。

また、公立保育園の廃園に関しては、パブリックコメントでも否定的な意見が多く集まっています。これは、当事者だけではなく、市民からも十分な理解を得られている状態とは言えません。

・小金井市議会が多様な民意を反映した議論を行っていない点に関して

小金井市には、「小金井市議会基本条例」があります。その第5条には、「議員は、次に掲げる原則を基本として活動する」として「(1) 市民の多様な意見の把握に努め、個別的な事案の解決にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指すこと。」と明記されています。

しかし実際には、市民や保護者が議員に面会を求めても面会を拒否したり、個別に連絡を取っているにも関わらず、まとめて返信をしてくる議員もおります。当事者として、一市民として、このような対応には非常に残念な思いを抱かざるをえません。市議会は、市民にとって一番身近な政治を行う場所であり、本来は政治に対する市民の信頼感を培う場所であるはずですが。

当事者の声を聞かずに審議しようとする小金井市議会は、市民の声を聞き入れた市政運営を行っているとは到底言えません。

「小金井市議会基本条例」の前文には「議会にとって重要な役割は、多様な民意を持ち寄って、公開の場で効率的な議論を尽くすことにより、市長の行政執行及び市政の課題について、その論点を明らかにし、市民にとって最善の内容で意思決定を行うことにあります。」と書かれています。

市民の視点から見れば、公立保育園の廃園に関する一連の議会における議論の過程は、「多様な民意を持ち寄って」議論しているとは言えません。現在の進め方は、市の主張する論点ばかりが議論的になり、保護者や子ども達のおかれた状況を直接知らない複数の議員が卓上の議論をしているにすぎません。

現在のように、当事者の声を排除し「スケジュールありき」で進めるのではなく、市民として市のこれからをともに考えようとしている私たちの声を聞き、対話を重ねながら検討するよう強く求めます。

陳 情 文 書 表

7 陳情第 68 号

小金井 3・4・11 号線と 3・4・1 号線を「優先整備路線」としないことを東京都に求める意見書の提出を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和7年9月2日
(西暦2025)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市中町 [REDACTED]
	氏 名	横須賀雪枝 <small>はげの自然と文化をまもる会代表 ほか5人</small> <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED])

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市中町 [REDACTED]
	氏 名	横須賀雪枝 <small>はげの自然と文化をまもる会代表</small>
	連 絡 先	([REDACTED])

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 9 月 2 日		10:07	
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

議 事 係
山 下 屋 敷

2025年9月2日

小金井市議会
議長 齋藤康夫様

はげの自然と文化をまもる会 代表 横須賀雪枝
小金井市中町

小金井3・4・11号線と3・4・1号線を「優先整備路線」としないことを東京都に求める意見書の提出を求める陳情書

2016年4月策定の「第四次事業化計画」において、「小金井3・4・11号線」「小金井3・4・1号線」（以下、「小金井2路線」）が「優先整備路線」に選定され、小金井市議会は、「小金井2路線」が、国分寺崖線、野川、武蔵野公園を分断することから、選定の見直しを求め、事業化を前提としない意見交換、話し合い、地元への十分な配慮などを趣旨とする12件の意見書を都に送付してきました。

小金井市は2019年10月の「建設の是非も含め、市民の理解が十分であるとは言えない状況であり、現時点では事業化に賛同しかねます」との要望を都知事あてに行いました。「小金井2路線」について、現在でも市民の理解は進んでいるとは言えない状況です。

小金井市は2022年策定の「第5次基本構想」においては、国分寺崖線（はげ）に代表されるみどりと水に恵まれた豊かな自然は、地理的・歴史的に形成されたものとし、市議会は「第5次基本構想に基づき、国分寺崖線の緑と自然を^{の保全}求める決議」を可決しました。そして同年策定の「都市計画マスタープラン」で「社会経済情勢及び地域のまちづくりの変化などを踏まえ、東京都と関係市と連携して、都市計画道路の検証を行い、必要に応じて見直すべきは見直していきます。」としました。

「小金井2路線」をめぐっては、この10年間、重要な変化がありました。

まず優先整備路線の「主な選定理由」の根拠であった交通量増加傾向の将来予測について、交通センサスでも減少傾向が明らかになり、選定の緊急性が失われています。

次に、都は2023年に「生物多様性地域戦略」を策定し、2030年までに生物多様性の損失を止め回復軌道にのせるとし、崖線については「東京都の緑の骨格」として保全の重要さが強調されました。そもそも「小金井2路線」予定地とその周辺は、自然再生推進法により東京都で唯一、

自然再生協議会が活動する地域です。約20年間の都と市と市民の協働の取組で、都市部における生物多様性回復の推進地域となっています。

さらに、気候危機が深刻化したことで都市の緑化の重要性もさらに増し、身近な里山的自然の大切さが市民に強く意識され、まちづくりにおける重要性も高まりました。

よって、東京都に「小金井2路線」について、以下の事項を求める意見書を提出することを求めます。

1. 「新たな事業化計画」において、「小金井3・4・11号線」「小金井3・4・1号線」を「優先整備路線」としないこと
2. 東京都と小金井市において、交通量の推移、生活道路の危険解消などの「道路の必要性」と、動植物、生物多様性、湧水・地下水などへの影響についての調査と分析、評価などの再検証と建設の是非を含めた丁寧な協議を行うこと
3. 市議会の意見書が示す「道路の必要性」と「環境負荷」の両面について、市民に誠実で丁寧な説明を行うこと

陳 情 文 書 表

7 陳情第69号

「小金井市立保育園の在り方に関する方針」に関する陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7年 9月 2日
(西暦 2025年)

陳情代表者	住 所	小金井市貫井化町 [REDACTED]
	氏 名	岩本由季 印 ほか / 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連絡先	([REDACTED])

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	三橋 誠
	連絡先	([REDACTED])

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 9 月 2 日 10:10				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

議 事 係



令和7年9月2日

(西暦2025年)

(宛先) 小金井市議会議長 齋藤 康夫様

氏名 岩本 由季

住所 小金井市貫井北町

連絡先

「小金井市立保育園の在り方に関する方針」に関する陳情書

1 陳情要旨

- (1) 2024年2月に東京地裁において、専決処分は違法であり、その専決処分により制定された条例は無効であるとの判決が下され、市はこの判決を重く受け止め控訴しませんでした。しかし、市の行った専決処分とその結果生じた条例は、市民に対し平等に適用されるべきにもかかわらず、判決は原告のみに適用とし、その他市民には現条例を有効としています。これは市民平等を損なうものであり、本来無効であるはずの現条例が適用されている市民からは、説明会や要望書・抗議書にて建設的な対話を求められています。それにもかかわらず、市は「スケジュールありき」としてこれ以上の対話を拒み、方針を押し通そうとしています。よって議会において拙速な可決を行わないよう求めます。
- (2) さくら保育園2歳児クラス募集再開及び段階縮小中であるさくら保育園、くりのみ保育園の在園児ケアについては方針から切り離し、速やかに実施することを求めます。

- (3) 今後の5園の在り方については、在り方検討委員会のみでは不十分であり保護者及び現場で働く保育士たち、市民と十分な議論と理解を経て改正を行うことを求めます。
- (4) 父母会や五園連からの要望書・抗議書、説明会での声を重く受け止め、進め方そのものを見直すことを求めます。

以上

【署名】

氏名

住所

令和 7 年 9 月 2日
(西暦 2025)

(宛先) 小金井市議会議長

氏 名 小川 壮司

住 所 小金井市本町

連絡先

小金井市立保育園の在り方に関する方針に対して、これまでの経緯を理解した上で保護者との対話を求める陳情書

1 陳情要旨

小金井市立保育園の在り方に関する方針に対して、保護者と議論がし尽くされていないまま進められようとしているため、十分な対話を求めます。段階的縮小が開始されてからの子どもと保護者が経験してきたことも受け止めてほしいです。

令和 7 年 9 月 2日
(西暦 2025)

(宛先) 小金井市議会議長

氏 名 小川 壮司

住 所 小金井市本町

連絡先

小金井市立保育園の在り方に関する方針に対する陳情書

1 陳情要旨

小金井市立保育園の在り方に関する方針に対して、保護者と議論がし尽くされていないまま進められようとしているため、十分な対話を求めます。会派訪問の結果から、9月の上程を急がず、じっくり議論をする時間を確保する必要があると考えます。

陳 情 文 書 表

7 陳情第 72 号

答申の趣旨（複数案の比較・段階的整備）を尊重したやり直しと、手続の透明化を
求める

陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）

令和 7 年 9 月 2 日
(西暦 2025)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	大前 優香 [REDACTED] ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED])

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	大前 優香
	連 絡 先	([REDACTED])

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山 下 豊 麻

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 9 月 2 日				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長 11:55
						

令和7年9月2日
(西暦2025年)

(宛先) 小金井市議会議長

氏名 大前 優香
住所 小金井市東町
連絡先

答申の趣旨（複数案の比較・段階的整備）を尊重したやり直しと、手続の透明化を求める陳情書

【陳情要旨】

- 3園のみの単線案ではなく、4園・5園を含む複数案の比較表（費用・人員・エリア公平性・事故/閉園リスク）を公開してください。
- 市民・保護者・現場の意見を対話型で反映する再説明会を開催してください。
- 裁判結果・法律意見を踏まえ、違法・無効の再発防止と早期の募集・定員設計の正常化を行ってください。
- 適正な手続きを踏んでいないため、現在上程中の「議案第44号 小金井市立保育園条例」については否決してください（適法・透明なプロセスに立ち返るため）。

【陳情理由】

- 答申の趣旨：答申では、市内をブロックに分けた5園・4園・3園・2園の複数配置案が具体的に示されており、比較検討を前提にしています。したがって3園固定の単線化は、比較の趣旨に反し、多面的最適化（配置・人員・財政・リスク）の検討が尽くされていません。〔出典A参照〕
- 方針（案）の前提：方針（案）は**「保育定員の見直し＝適正な減員」を前提に段階的実施**と明記しており、比較よりも削減先行の構成です。〔出典B参照〕
- 費用前提の不備：試算等において仮園舎・移転費等が未計上である旨の注記が見られ、費用比較の前提が欠落しています。〔出典C参照〕
- 法的安定性の欠如：東京地裁 R6.2.22 判決〔出典D参照〕を受け、市は控訴せず。「専決処分は違法」「専決された条例は無効との判断が示され、法的に極めて不安定」と市自身が整理しています。適法性・手続のやり直しが不可欠です。〔出典E参照〕

【求める措置】

- 複数園数（5・4・3・2園）について、費用（仮設・移転含む）／人員／地理的公平性／事故・閉園リスクを同一前提で並べた比較表を作成・公開。
- 対話型の再説明会（第三者関与を含む進行・記録・公開）を開催し、市民・保護者・現場の意見を反映。

- 判決内容と適法な手続に沿った是正計画を策定し、募集再開・定員設計の正常化を速やかに実施。
- 議案第 44 号「小金井市立保育園条例」は否決し、適法・透明な再検討手続を経たうえで必要な案件のみを再上程。

【根拠と出典（必要最小限）】

出典 A：『小金井市立保育園の役割と在り方について 答申』（複数案の比較・配置パターン）

- ・ p. 29-36：ブロック分けイメージと**5 園（2 パターン）／4 園（2 パターン）／3 園（2 パターン）／2 園（2 パターン）**の比較図。

出典 B：『小金井市立保育園の在り方に関する方針』の前提（適正な減員・段階的实施／園数検討の記述）

- ・ p. 3「役割実施のための対応」：

「…保育定員の見直し、すなわち適正な減員を行ってスペースを確保します。…下表のとおり段階的に実施することとします。」（抜粋）

- ・ 同 p. 4「園数（配置）」：5 園～2 園までの検討に言及

出典 C：費用前提（仮設・移転費の未計上）

- ・ 『資料 61 小金井市立保育園の職員配置と施設の状況等』注記：
「仮園舎の建設等、移転に要する経費は含んでいない」と明記。

出典 D：法律意見書（2024年3月14日）弁護士 富永由紀子・植木則和・佐藤宙・神垣真歩

出典 E：判決の要旨と市の整理（専決違法・条例無効／控訴せず確定）

- ・ 『資料 1 東京地裁判決を受けての市の対応について』 p. 1：（小金井市 HP：東京地裁判決を受けての市の対応に係る保護者説明会（令和 6 年 6 月 3 日更新））

「専決処分は違法との判断」「専決された条例が無効との判断」「法的に極めて不安定」／控訴しない旨。

陳 情 文 書 表

7 陳情第 73 号

途中入園需要との突き合わせと年齢別・園別定員再設計、及び東部エリアの拠点確保
と園庭・障害児受入基盤の維持を求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 9 月 2 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	小金井市東町 XXXXXXXXXX
	氏 名	大前 優香 XXXX ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	(XXXXXXXXXX)

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市東町 XXXXXXXXXX
	氏 名	大前 優香
	連 絡 先	(XXXXXXXXXX)

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山崎 山下

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年			
受 理 年 月 日		令 和 7 年 9 月 2 日					11:55
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長	
							

令和7年9月2日
(西暦2025年)

(宛先) 小金井市議会議長

氏名 大前 優香
住所 小金井市東町
連絡先

途中入園需要との突き合わせと年齢別・園別定員再設計、及び東部エリアの拠点確保と園庭・障害児受入基盤の維持を求める陳情書

【陳情要旨】

1. 資料66の月次データ(0・1歳児の途中入園不可の集中)と、市方針付則の年齢別上限(2026-2028年度)を園別に突合した厳密突き合わせ表を公開してください。
2. 東部エリアの供給見込みは、監査是正後の安全供給席のみをカウントして再計算してください。
3. 兄弟同園など実需に沿った設計(例:1歳枠の上積み/0歳の柔軟枠)を示してください。
4. 東部エリアにおける公立拠点の維持・確保(縮小・廃園の凍結、代替配置の明示)を行ってください。
5. 園庭保有園の比率回復に資する再配置を進め、園庭貸与・共同利用の制度化も検討してください。
6. 障害児・医療的ケア児の重症度別受入枠を年次で明示し、公平な待機見通しを示してください。

【陳情理由】

- 途中入園の逼迫: 資料66の月次推移は、0・1歳の途中入園不可が継続している実情を示しています。これに対し、方針付録の年齢別定員上限を先行固定することは、需要とのミスマッチを固定化します。
- 年齢別上限の硬直性: 方針付録に示された複数年のクラス別定員表(R8~R13年度)は、人口動態や途中入園実績に即した補正を欠き、需要変動への柔軟性を損ないます。
- 東部エリアの選択肢不足: 縮小・廃園を前提に進めると、市の端部にある「さくら保育園」の廃止が地域偏在を深刻化させ、徒歩圏・通園圏における公平性が失われます。
- 園庭の役割: 市内の園庭保有率は答申で38.6%とされ、多摩22市で最下位。園庭100%の公立を縮小すれば、市全体で園庭基盤がさらに弱体化します。
- 障害児・医療的ケア児の受入責務: 答申で、市立は「率先して重度事例を担う」役割を持つとされ、特にけやき保育園が医療的ケア児の受入拠点に指定されています。縮小はその能力を削ぎ、家庭の離職・療育費の増嵩など長期財政コストを増やします。

根拠

- 途中入園不可の集中：資料66「年度途中入園の月次申込・不許可の推移」（0 1歳の逼迫）。
- 年齢別上限の固定化：『小金井市立保育園の在り方に関する方針』p.4-5「保育定員の見直し（適正な減員）」「段階的に実施」「年齢別定員表」。
- 園数配置とエリア偏在：『小金井市立保育園の在り方に関する方針』p.5-6「園数（配置）の検討」「市の端部のさくら保育園位置」「地域バランス」。
- 園庭・障害児受入の役割：『小金井市立保育園の在り方に関する方針』p.10「医療的ケア児の受入拠点（けやき保育園）」。
- 『小金井市立保育園の役割と在り方の答申』の数値：園庭保有率38.6%、障害児受入現状（市立2園＋民間2園で5人 / 2025年4月）、公立の役割（恒常性・緊急対応・横断連携）。

陳 情 文 書 表

7 陳情第 74 号

公立保育園の指導監査体制・安全管理の強化（民間依存の見直しと市の責務の明確化）
を求める..... 陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）

令和 7 年 9 月 2 日
(西暦 2025)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	大前 優香 [REDACTED] ほか 人 <small>（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名） （本人署名以外は、押印が必要となります。）</small>
	連 絡 先	（ [REDACTED] ）

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	大前 優香
	連 絡 先	（ [REDACTED] ）

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係
山 岸

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 9 月 2 日 11:55				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
山 岸	山 岸	藤 根	高 橋	西 村	伏 見	斎 藤

令和7年9月2日
(西暦2025年)

(宛先) 小金井市議会議長

氏名 大前 優香

住所

連絡先

公立保育園の指導監査体制・安全管理の強化（民間依存の見直しと市の責務の明確化）を求める陳情書

【陳情要旨】

市立保育園の廃園・定員削減を進める前に、(1) 指導監査体制の実効性強化、(2) 事故・不正の未然防止、(3) 重大事故・不祥事発生時の検証と再発防止の枠組みを、市直営の監督能力を核として制度化してください。体制整備が完了し市民に説明可能になるまで、条例改変・定員削減の実施を凍結してください。

【陳情理由】

近年、全国的に保育分野での安全管理・法令遵守・補助金不正等が社会問題化しています。小金井市においても、方針(案)が掲げる「4つの役割」を実現しつつ公立縮小を進める場合、監督の実効性が相対的に重要度を増します。ところが、(a) 巡回・実地監査の頻度・項目・公表(透明性)、(b) 事故情報の集約・第三者検証、(c) 是正指導のフォローアップ指標、(d) 委託・指定管理・民間移管時の情報把握と罰則運用、に関する統合枠組みが明確でなく、縮小と同時進行は市の監督リスクを高めまします。したがって先に監査・安全ガバナンスを制度設計し、その上で再編の要否を検討すべきです。

【根拠(資料番号)】

- 小金井市立保育園の在り方に関する方針：「4つの役割」「人材確保とICT活用」の記述(※該当章/p.3、p.9～11 想定) — 役割拡大に見合う監督枠組みの具体化が必要。
- パブコメ回答：財政試算や実施手順の詳細は現時点未提示とする回答(※該当 Q&A 項/p.9 想定) — 監査強化と並走の合理性が担保されていない。
- 諮問委員会『答申』：運営・質保証・園庭等の統計(資料4ほか) — 質の維持に監査の実効性が不可欠。
- 監査・安全に関する市要綱・実施要領(該当条項) — 巡回・報告・公表項目の整理強化が妥当。

【求める対応】

1. 監査計画(頻度・項目・評価基準・公表方法)を条例・要綱に明記。
2. 重大事故・不正の第三者検証委の常設化と、改善計画の期限・評価指標の設定。

3. 指定管理・委託・移管時の情報提出義務と罰則の具体化。
4. 体制整備完了・市民説明まで、条例改変・定員削減を凍結。

陳 情 文 書 表

7 陳情第 75 号

市立保育園5園の存続を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 9 月 2 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]	
	氏 名	新婦人小金井支部 波多野安子 支部長 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)	ほか (人
	連絡先	([REDACTED])	

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市中田 [REDACTED]	
	氏 名	岩井美代子	
	連絡先	([REDACTED])	

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 9 月 2 日 14:30				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

2025年9月2日

小金井市議会
議長 齊藤 康夫 様

市立保育園5園の存続を求める陳情書

新婦人小金井支部

支部長 波多野 安子

小金井市本町

陳情要旨

- 1 市立保育園の在り方に関する方針の見直しをしてください
- 2 市立保育園5園存続のためにあらゆる方策を検討し、5園を存続してください。

陳情理由

小金井市は2025年8月19日に開催された厚生文教委員会で「市立保育園の在り方に関する方針(案)」に関する報告を行いました。

それに先立って行われたパブリックコメントの提出件数244件、説明会の開催は10回・145名参加、くりのみ保育園の保護者説明会では方針(案)の説明迄に至らず。9月議会に条例提案をするという内容でした。

しかし、公立保育園保護者の代表、公立保育園の全ての保護者会長、公立保育園運営協議会委員・共同委員長、市立保育園あり方検討委員会・保護者委員2名の連名で「『市立保育園の在り方に関する方針(案)』の取り進めに対する抗議書兼再検討を求める意見書」が市長宛に提出されたと聞きました。

また市民への説明会においては、在り方検討委員会の答申と、あまりにもかげ離れている内容の方針(案)の説明、例えば、3園体制、保育士体制、定員を300名も削減する案、財源、在園児のケア等々に、保護者や市民から疑問、不安、抗議の声が多数上がりました。

市は8月25日に小金井市立保育園の在り方に関する方針を発表しましたが市民、保護者の疑問が払拭されず課題山積のままの条例提案は専決問題で敗訴した教訓を何一つ学ばない愚かな暴挙です。

小金井市子どもの権利に関する条例、小金井市健やか保育ビジョン、保育の質のガイドラインに則し、保育園を利用している子どもたちに健やかな育ちが出来る環境を、保護者が安心して働ける環境を提供することが市役所の重要な役割と考え陳情を致します。



陳 情 文 書 表

7 陳情第 76号

「小金井市立保育園の在り方に関する方針」について
くりのみ保育園の廃園撤回、募集再開を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

2
 令和7年9月2日
 (西暦2025年)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市中町 [REDACTED]
	氏 名	日吉 裕子 [REDACTED] ほか 1 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	東京都小金井市中町 [REDACTED]
	氏 名	日吉 裕子
	連 絡 先	[REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 9 月 2 日 15.09				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

議 事 係
 

小金井市議会議長 齋藤 康夫様

「小金井市立保育園の在り方に関する方針」について

くりのみ保育園の廃園の撤回、募集再開を求める陳情書

2025年9月14日

氏名 日吉 裕子

住所 小金井市中町

連絡先

【陳情要旨】

廃園対象園であるくりのみ保育園は、保護者からの信頼も厚く、地域から必要とされ、愛されている保育園です。

園庭の魅力、経験豊富な保育士、食育の取り組み、保育園周辺の環境など、くりのみ保育園ならではの特色は、子どもたちの健やかな成長に欠かせません。

また、段階的縮小や転園は、在園児・保護者の生活・心身に大きな影響を及ぼします。新庁舎建設に巨額な予算が投じられる一方で、保育士不足や園の存続に関する具体策が示されない現状は、市政の優先順位に疑問を抱かせます。

つきましては、どうかくりのみ保育園を未来の子どもたちと保護者のために存続させ、募集再開することを強く求めます。

【署名】

氏名	住所

陳 情 文 書 表

7 陳情第 77 号

「小金井市立保育園の在り方に関する方針」について
くりのみ保育園の在園児^のケアについて早急な対応を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

2
 令和7年9月2日
 (西暦2025年)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市中町 [REDACTED]
	氏 名	日吉 裕子 [REDACTED] ほか 1 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	東京都小金井市中町 [REDACTED]
	氏 名	日吉 裕子
	連 絡 先	[REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係
 山下 辰

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 9 月 2 日 15:35				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議長 齋藤 康夫様

「小金井市立保育園の在り方に関する方針」について

くりのみ保育園の在園児のケアについて早急な対応を求める陳情書

2025年9月²日

氏名 日吉 裕子

住所 小金井市中町

連絡先

【陳情要旨】

現在、既に段階的縮小は始まっているのにも関わらず、2年経過しても在園児ケアについて具体的な対応策を示されていません。子供が安心して通えるよう、教育的影響を最小限にする適切なケアと措置を講じるため、保護者・園・市で早急に話し合いの場を設けることを求めます。

【署名】

氏名	住所

陳 情 文 書 表

7 陳情第 78 号

現設計での庁舎等建設の頓挫^{とんざ}を踏まえ、すみやかに「新しい設計」の準備を始めることを求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 9 月 2 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木章成 [REDACTED] ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED])

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	(申し出ません。)
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 9 月 2 日 14:40				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
山浦	山浦	齊藤	高橋	西村	伏見	斎藤

山浦 山浦

小金井市議会議長 齋藤 康夫 様

2025(令和7)年9月2日
東京都小金井市東町 [REDACTED]
市民団体「こがねい情報公開市民会議」
事務局長 高木 章成 [REDACTED]

現設計での庁舎等建設の頓挫^{とんざ}を踏まえ、すみやかに 「新しい設計」の準備を始めることを求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、現設計に基づく庁舎等建設工事は、1月に公告した入札が不調で中止となり、また4月に再公告した入札も7月に不調で中止となりました。

現設計を前提とした総事業費及び建設工事費の推移を見ると、借金の利子を除いて計算しても、平成30年には総事業費87.2億円・建設工事費79.5億円だったところ、総事業費は168.9億円(令和6年10月)、建設工事費は130.1億円(令和6年12月)にまで膨張しています。その後の状況も加味して考えると総事業費・建設工事費はそれを50~60億円程度大幅に上回ることも懸念されます(借金の利子も考慮すれば、さらに上回ります)。

つまり、現設計での庁舎等建設は、小金井市の乏しい財政を考慮すれば、実質的に頓挫(とんざ)したものと分析できます。現設計にしがみついても、それは時間とお金の途方もないムダ遣いとなりますので、一刻も早く「新しい設計」の準備を始めることが肝要です。

よって、以下の事項について陳情申し上げます。

- ① 時間とお金を無駄にせず、すみやかに「新しい設計」の準備を始めてください。
- ② 「新しい設計」にあたっては、床面積の大幅な縮減など抜本的なコストダウンを図ってください。
- ③ 「新しい設計」にあたっては、既存の清掃関連施設の除却が着工までに完了しているという設計の与条件の大幅な変更を踏まえ、現設計の3倍程度の十分な面積の広場空間を確保してください。
- ④ 「新しい設計」にあたっては、建物全体を免震構造にして、将来にわたって安心して使える建物にしてください。
- ⑤ 「新しい設計」にあたっては、年間40日程度しか議会利用がない議場スペースの行政利用、市民利用などを行いやすくするため、具体的な工夫(机や設備を可動式にする/土日祝でも出入りしやすい位置に配置する)を検討してください。

以上

陳 情 文 書 表

7 陳情第 79 号

第一小学校の建て替えに伴う校庭使用制限期間について対策を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 9 月 2 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」事務局長 高木章成 [REDACTED] ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED])

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	(申し出ません。)
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 9 月 2 日 14:40				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

議 事 係

小金井市議会議長 斎藤 康夫 様

2025(令和7)年9月2日
東京都小金井市東町 [REDACTED]
市民団体「こがねい情報公開市民会議」
事務局長 高木 章成 [REDACTED]

第一小学校の建て替えに伴う校庭使用制限期間について 対策を求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、小金井市立第一小学校の建て替えについては、3年程度、校庭の使用制限期間が伴うことから、子どもたちのためにも、その対策が求められています。

折しも、第一小学校に近接する庁舎等建設予定地(蛇の目跡地)については、幸か不幸かは別にして、現設計の基づく建築工事が二度の入札不調で頓挫しており、当面、建築工事の見通しは立っていません。

庁舎建設予定地(蛇の目跡地)には現在、複数の清掃関連施設が残存しており、それらを解体除却し、その周辺も含めて安全性を確保し更地化すれば、校庭の代替機能を一定果たし得るものと考えられます、

よって、以下の事項について陳情申し上げます。

第一小学校の建て替え工事に伴う校庭使用制限期間対策として、庁舎建設予定地(蛇の目跡地)の清掃関連施設をすみやかに除却し、その周辺を含めて更地化し、校庭の代替機能を果たし得るよう、適切な措置を講じてください。

以上

陳 情 文 書 表

7 陳情第 80 号

武蔵小金井・東小金井両駅のnonowa改札の朝の開業時刻を早めることを求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 9 月 2 日
(西暦 2025)

陳 情 代 表 者	住 所	東京都小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木章成 印 [REDACTED] ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED])

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	(申し出ません。)
	連 絡 先	()

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 9 月 2 日 14:40				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

議 事 係



小金井市議会議長 斎藤 康夫 様

2025(令和7)年9月2日
東京都小金井市東町 [REDACTED]
市民団体「こがねい情報公開市民会議」
事務局長 高木 章成 [REDACTED]

武蔵小金井・東小金井両駅の nonowa 改札の 朝の開業時刻を早めることを求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。
憲法第 16 条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、JR 中央線高架化事業にあたっては、nonowa 改札(西口)は設置されない予定でしたが、その後、武蔵小金井・東小金井両駅において開設されるにいたりました。

当初、nonowa 改札は朝 7 時が開業時刻でしたが、その後、地元からの働きかけで 15 分早められ、現在は 6 時 45 分が開業されています。これは一歩前進であったと評価できます。

しかしながら、武蔵小金井・東小金井両駅とも、6 時 45 分より前から相当数の通勤客がおり、毎朝中央改札への迂回を強いられています。

よって、以下の事項について陳情申し上げます。

武蔵小金井・東小金井両駅の nonowa 改札の開業時刻を早めるべく、JR 中央線沿線各市で連携し、JR に働きかけてください。

以上

陳 情 文 書 表

7 陳情第 8 | 号

民設民営学保における児童溺死事件について市の責任の検証を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 9 月 2 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木章成 [REDACTED] ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED])

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	(申し出ません。)
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 9 月 2 日 14:40				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

議 事 係

小金井市議会議員 齋藤 康夫 様

2025(令和7)年9月2日
東京都小金井市東町 [REDACTED]
市民団体「こがねい情報公開市民会議」
事務局長 高木 章成 [REDACTED]

民設民営学保における児童溺死事件について 市の責任の検証を求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、本年7月28日、小金井市が推進し、補助金を交付している民設民営学童保育事業において、児童がプールで溺死するという、あってはならない、非常にいたましい事故が発生しました。

本市は、「民設民営学童保育所プール事故検証委員会」を設置して検証を行う方針ですが、聞くところによれば、その検証は、あくまで民設民営学童保育の運営者の業務に対する検証を主眼とし、小金井市当局の責任は検証の対象外のようにです。民設民営学保を推進・実施するにあたり、本市が、事業者募集や選定の過程で、どのような仕様・人員体制のもと、安全対策の基準を設けていたのか、その基準は適切だったのか、その安全対策の基準が履行されているか、どのようにチェックしていたのか、マニュアル類全てを提出させ確認していたのか、こども家庭庁・スポーツ庁・公益財団法人スポーツ安全協会等の基準を踏まえて指導・監督・助言をしていたのか、指導・助言はどのように現場に反映され未然防止につながらなかったのか、プール・水遊び・熱中症対策のマニュアル提出をなぜ求めなかったのか、緊急通報(119番)はどの時点で行われ担当部局はいつ把握したのか、過去の事故については把握していたのか、コンプライアンス体制は整っているのかなど、それらの検証を行わないのでは、不十分な検証と言わざるを得ません。いずれも再発防止に不可欠ではないでしょうか。

よって、以下の事項について陳情申し上げます。

民設民営学保における児童溺死事件について、市議会として、市の責任を詳細に検証し、再発防止につなげてください。

以上

陳 情 文 書 表

7 陳情第 82号

公立保育園五園の存続を求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 9 月 2 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]				
	氏 名	田上ハルミ [REDACTED]				ほか 人
	<small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>					
	連 絡 先	([REDACTED]) -				

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]				
	氏 名	田上ハルミ				
	連 絡 先	([REDACTED])				

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 9 月 2 日 15:35				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

議 事 係
山下 厘成

小金井市議会議長 齊藤康夫様

公立保育園五園の存続を求める陳情書

2025年9月²~~11~~日

田上ハルミ

小金井市緑町

連絡先

【陳情要旨】

- ① くりのみ保育園、さくら保育園を廃園しないでください
- ② 公立保育園が長年にわたり保護者の方々、地域の皆さんと培ってきた保育をこれからも継続して行ってください

【陳情理由】

- ① 公立保育園はすべての子どもに平等な保育環境を補償する施設です
廃園に寄って保育の質や多様性への対応が後退するおそれがあります
- ② 保護者、地域住民の意見を十分聞き取らず拙速に廃園をすすめている
住民自治、民主主義の観点から市民の納得なしに条例制定をすすめないでください

陳 情 文 書 表

7 陳情第 83号

市立保育園が⁴4つの役割を果たす為には「小金井市立保育園の^左あり方に関する方針(案)」を再考し、市立⁵保育園の存続を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 9 月 2 日
(西暦)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市 中町 [REDACTED]
	氏 名	糸井 美和 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED])

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市 中町 [REDACTED]
	氏 名	糸井 美和
	連 絡 先	([REDACTED])

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山 下 屋 敷

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情			保 存 年 限 5 年
受 理 年 月 日			令 和 7 年 9 月 2 日			16:30
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議長 齋藤康夫様

2025年9月2日(火)

糸井美和

小金井市中町

市立保育園が4つの役割を果たす為に「小金井市立保育園の在り方に関する方針(案)」を再考し、市立5園の存続を求める陳情書

【陳情趣旨】

日頃より、保育・子育てへのご尽力に感謝申し上げます。

この度「小金井市立保育園の在り方に関する方針(案)」が提案されました。

しかしその内容は、「小金井市立保育園の役割と在り方について 答申」や市民の声を十分尊重したとはいいがたい点が多々見受けられます、特に市立保育園の2園廃園、3園の定員数の削減は小金井全体の保育の質の向上をもたらすものとは到底考えられません。

また、4つの役割の一つ「難度の高い保育を率先して担う役わり」については、対象児と期待される機能の記載のみで、具体的な対策については何も示されていません。そのような中で令和8年3月から2園で要配慮児の枠を拡大し、1園では医療的ケア児を受け入れるという早急な計画は、非常に無理があり、子どもの心身の安全、健全な発達、保護者の信頼や安心が保障される状況をつくれないうまのスタートなり、ハイリスクであると考えます。

以下の3点について陳情いたします。

- ① 「難度の高い保育を率先して担う役割」を果たすために、正規職員を増やしかつ市立保育園5園を存続させてください。
- ② 比較的バランスよく設置されている市立保育園5園を残し、配慮が必要なお子さんを率先し受け入れてください。その上で、公民ともに受け入れられるように、民間園とともに研鑽に努めてください。
- ③ 医療的ケア児の受け入れでは、対象児を想定して保育内容や体制、既存施設の改築、関連機関との連携など議論をつくり、すでに受け入れている民間園から学ぶなど、受け入れ態勢を十分に吟味、整備したうえで進めてください。

以上

陳 情 文 書 表

7 陳情第 84号

豊かな環境の保育園と廃園にしないことと求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7年 9月 2日
(西暦)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]				
	氏 名	堀川 久子 [REDACTED]				ほか 人
	<small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>					
	連 絡 先	([REDACTED])				

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所					
	氏 名					
	連 絡 先	([REDACTED])				

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係
山 下 屋 成

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7年 9月 2日		16390	
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議長 齋藤康夫様

豊かな環境の保育園を廃園にしないことを求める陳情書

2025年9月2日

小金井市本町

堀川 久子

【陳情要旨】

多摩地域最低レベルの園庭保有率の小金井市において貴重な、広い園庭を有する公立保育園を廃園にしないでください。

【陳情理由】

小金井市に30年ほど前、立川から子どもが3才になる時に、移転してきました。小金井保育園にお世話になりました。保育園は園舎も庭も広く、ベテランの保育士の方が多く、安心感がありました。保育も自由な感じで、ゆったりとした生活や遊びが引き継がれていると感じました。園庭は木々が多くあり、築山もあり大変満足しておりました。公立の5園は同じような質を持っていると思います。市の資料によると、小金井市の園庭保有率は多摩地域で最下位レベルということです。「市立保育園の在り方検討委員会」の答申資料にも、「④園庭保有率」が小金井市は38.6%で、多摩平均の78.5%の半分以下で、断トツの最下位です。3園にした場合は35.7%に下がることが、答申本文中にあります。

そんな状況にもかかわらず、広い園庭のある公立保育園を減らすとは、どういうことでしょうか。更にレベルが下がることに、甘んじるのでしょうか。前市長が公立保育園を減らす計画を出した時、市議会でもこの点が大きく問題として取り上げられていました。残す園を1園増やしたから許されるということではありません。

さらに「②公立保育園設置率」が小金井市は11.4%であり、多摩平均12.4%を下回っていることが書かれています。3園では7.1%です。

孫世代が保育園選びを始める今、住宅の密集地、ビルの中、線路の高架下、小さい園庭もないような保育園が目につきます。自然豊かな小金井に住んでいて、こんな環境に貧しい保育園に行かせなくてはならないなんて、悲しすぎます。公立保育園は50年の歴史をもっていて、それは市民の公的な財産です。子どもや保護者、保育者がともに築き上げてきた、子どもから出発する保育です。だからこそ地域から信頼され、このまま引き続いていって欲しいと願われています。

市は、駅に近い保育園が選ばれると主張しますが、駅前にあっても乳児の定員すら埋まらない園もあります。子どもの将来の育ちを考えた時、家の近くや小学校区を考えて選ぶ親も多くいます。何より保護者は、保育内容や環境で保育園を選びます。利便性は大切ですが、必ずしもそれだけで選ぶものではありません。

公立5園はぜひ残してください。保護者が安心して預けられる保育園は、子どもにとって良い保育が受けられるところです。それは子どもにとっての権利でもあります。公の責任として豊かな保育環境、保育をつないでいく人材を、子どもたちに残してください。

以上

陳 情 文 書 表

陳情第 85号

公立保育園は、5園とも継続することを求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7年 9月 2日
(西暦)

陳情代表者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	生田美幸 [REDACTED] ほか 14 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連絡先	([REDACTED])

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	可知 め じ み
	連絡先	([REDACTED])

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山下 厚成

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7年 9月 2日		16:00		
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
山 浦	山 浦	高 橋	高 橋	西 村	伏 見	齋 藤

小金井市議会議員 齋藤康夫様

公立保育園は、5園とも継続することを求める陳情書

2025年9月2日

小金井市東町

生田 美幸

【陳情項目】

公立保育園は現状の5園体制で存続させてください。

【陳情要旨】

公立保育園だからこそできることが沢山あります。職員の上下関係や職員同士のコミュニケーションの良さ、情報共有の良さ、職場の団結力や助け合いがあります。昨今の保育園に関する事件や記事からは、職場環境の悪さ、経営方法の問題点から、事故やトラブルをおこしていると思われられますが公立保育園には何よりも行政が責任を持っているという安心感があります。職員は専門職としてだけでなく、公務員としての自覚をもって働いています。

今回出されたブロック図を見ても、市の中央部の緑町、中町周辺は公立保育園の空白地帯になっています。児童館があるとはいえ、保育士や栄養士、看護師といった専門職が揃っている保育園とは、訳が違います。公立保育園が地域の核となって機能することを考えれば、この地域に、もう一つ公立保育園があってもおかしくないほどです。せめて、今ある5園を存続させることを願います。

公立保育園では5園の中で、職員の異動があり、それによって保育の活性化や共有が図られていません。小金井市では5園中4園で異年齢保育が行われていますが、公立には入れたいけれど異年齢保育は嫌だと思ふ家庭は小金井保育園を選べるように残せたのです。今回の案では、その小金井保育園もスペース確保のために異年齢保育にするということで、この点でも納得できません。

以上の理由により、公立保育園は現状の5園体制で残していただくことを、陳情いたします。

氏 名	住 所

陳 情 文 書 表

7 陳情第 86 号

在園児の発達を保證できない児童の廃園を防止することを求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 9 月 2 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]				
	氏 名	中山 あゆみ		印	ほか	9 号 人
	<small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>					
	連 絡 先	([REDACTED])				

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市中町 [REDACTED]				
	氏 名	清水 典子				
	連 絡 先	([REDACTED])				

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年			
受 理 年 月 日		令 和 7 年 9 月 2 日					16-35
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長	
							

議 事 係
山下 慶

在園児の発達を保証できない手法での廃園をしないことを求める陳情書

2025年9月2日

小金井市緑町 [REDACTED] 中山 あゆみ

【陳情項目】

在園児の就学までの保育を提供することを目的とした「段階的縮小」という手法を使つての廃園は、やめてください。

【陳情要旨】

現在、保育園に在籍している子どもたちは、就学までの在園を認められています。これは、民営化の是非を問ういわゆる「横浜訴訟」で確立されたもので、この判決が出て以降は、入園の際に書面でこれが確保されます。今回、小金井市が「段階的縮小」という手法を使つてくりのみ保育園、さくら保育園を廃園しようとしています。これは上記の流れを汲んだものと思えます。

しかし、子どもは仲間の中で育ちます。仲間というのは同学年であつたり年少児、年長児、性別も様々です。年長者である保育者もそこに含まれます。その意味で、保育園は社会の縮図と言えます。小金井の公立保育園では、教え込むのではない、仲間同士の関係の中で自然に育まれるものを、大切にしてきました。これは、先に制定された「すこやか保育ビジョン」にも表れていると思います。保育士も育ちあう仲間という考え方ですから、公立保育園では保育者を「先生」とは呼びません。教え込んで成果をお披露目する運動会や発表会も行いません。全て、一つの保育理念の下で行われているものです。

現在、くりのみ保育園、さくら保育園で行われている段階的縮小では、年少児との自然な関わりの中で育まれていくもの——小さいものや弱いものとの関わりに必要な優しさや気づかいが失われています。例えば小さい人たちと接する時には自然と声を潜めてゆっくり話したり、目線を合わせるために自分から自然にしゃがみこんだり——そういったことを子どもたちは誰に教わるでもなく自然に行いますが、そのような機会が、奪われています。市は、段階的縮小をしても代替の手立てをするから大丈夫と言ってこの手法を進めています。このように自然に育まれるものをどのような手段で保証できるのか、示す必要があります。「保幼小連携」や「かけはしプログラム」とは意味合いが違います。さらにはその手立てすら市は行っていないことが、議会の中でも明確になりました。どう考えても、行政のやり方のせいで、子どもたちの育ちが犠牲になっています。それは今現在、目に見えるものではありませんが、見えないから良いというものではありません。

どの子どもにも健全に育つ権利があります。市は先日の議会でも、新しい役割を果たすためだから仕方がないという答弁を行いましたが、将来のためであっても、今の子どもたちを犠牲にすることは許されません。小金井市は全国に先駆けて制定した「子どもの権利条例」を持つ自治体です。子どもも一人の人間として、大人と同じ権利を持っていることを認めた条例です。大人の都合で子どもを不安にさせたり不都合を被らせたりすることは、許されるものではありません。子どもは自分で主張することが難しい存在ですから、大人が守る必要があります。ですから、百歩譲って公立保育園を廃園にしなければならないとしても、子どもを傷つける方法をとってはいけません。子どもを犠牲にして施策を行うことは、やめてください。

氏 名	住 所
[REDACTED]	[REDACTED]

陳 情 文 書 表

▽陳情第 87号

跡地利用が深まらないうち、クリヤみ保育園とまぐろ保育園の
 廃園を行なうことと求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和2021年 9 月 2 日
 (西曆)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市東町
	氏 名	野崎 成恵 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	()

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	同上
	氏 名	野崎 成恵
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山 下 成 成

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 9 月 2 日 06:36				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議長 齋藤康夫様

跡地利用が決まらない中で、くりのみ保育園とさくら保育園の廃園を行わないことを求める陳情書

2025年9月2日

小金井市東町

野垣 成恵

【陳情項目】

跡地利用を具体的に決めない中での廃園はしないでください。

【陳情理由】

小金井市は、現在進めている公立保育園5園のうち2園(くりのみ保育園、さくら保育園)を廃園するにあたり、老朽化した園舎を取り壊した後にも子ども関連施設を設置することとしていますが、具体的な検討はなされていません。「子ども関連施設予定地」の看板だけが何年も放置されることになるのではないかと危惧してしまいます。

自治体の責務として、市有地を活用するにあたっては長期的展望をもった計画がある筈ですし、それがあってこそ市民は夢のある将来像を描いて納得できます。

しかも、小金井市の「公共施設等総合管理計画」には基本的考え方として、「公共施設等の多機能化や複合化を積極的に推進」することによって、市民サービスの向上を行うとあります。また、「統合や廃止の検討に当たっては(中略)意思決定プロセスの透明性と継続性の確保を図ります。」とありますが、くりのみ保育園、さくら保育園の廃止を決めたプロセスは、全くもって不透明です。更に「管理計画」の方策のイメージ図には「③施設の廃止を進める」のポイントとして「ニーズに合わせて施設を廃止して市の支出を大幅に節約する」とあります。議会答弁の中では「新しい役割を果たすための廃園」と言われていますが、やはり市の支出削減が目的なのではないかと市民が考えるのは、当然のことです。

近隣市では、公立保育園を民間に委託するに当たって、子育て支援機能を盛り込んだ新しい施設を作っています。また、当該保育園の保護者とも何度も話し合い、その経過を逐一ホームページに掲載するなどの対応を行っています。こうして保護者の納得や安心も得て、新しい子育て支援施設を作りました。このような手立てが取られれば、当該園の保護者も納得し、市民にも喜ばれる施策になるのです。

以下に同市での取り組みを転記します。市のホームページに、誰でも見られるように公開されています。

沿革

1971(昭和46)年

市の2園目の公立保育園として都営矢川北アパート19号棟の1階部分を東京都より借用し開園(旧園舎)。

2013(平成25)年12月

東京都の都営矢川北アパートの建替工事に伴う耐震調査を受けて、都営矢川北アパートの保育施設の耐震基準が、市の基準値に満たないため、仮設園舎(谷保6800番地の2他)へ移転。

保育園民営化通信について

「保育園民営化通信」は、保育審議会を始めとする様々な保育園民営化に関する会議や説明会などの開

催情報、実施状況等を少しでも早く、市民・当事者である保護者の方々にお伝えすることを目的としています。

なお、より詳細な部分については、議事録等を当ホームページに随時掲載いたしますので、関係するページにてご確認ください。

平成 28 年度 保育園民営化通信

第 1 号(平成 28 年 8 月 18 日発行)

議会報告、保護者説明会の実施報告、庁内検討会の設置、民営化スケジュール

第 2 号(平成 28 年 8 月 22 日発行)

保育審議会審議経過、民営化ガイドライン(骨子案)の概要、保育審議会でのガイドラインに係る主な審議内容、保護者説明会・ガイドライン意見交換会のお知らせ

第 3 号(平成 28 年 11 月 29 日発行)

国立市立保育園民営化ガイドラインの要点

第 4 号(平成 28 年 12 月 26 日発行)

9 月以降開催の説明会等の実施概要、説明会や巡回相談会等で寄せられた主な意見

平成 29 年度 保育園民営化通信

第 5 号(平成 29 年 4 月 25 日発行)

保育園民営化方針に係る懇談会及び矢川保育園保護者会役員との懇談の概要、保育整備計画(素案)市民の意見を聞く会のお知らせ

第 6 号(平成 29 年 5 月 15 日発行)

矢川保育園保護者会役員との懇談及び保育整備計画(素案)市民の意見を聞く会でのご意見

第 7 号(平成 29 年 5 月 23 日発行)

保育整備計画(素案)市民の意見を聞く会(第 2 回)でのご意見の紹介、公益財団法人と社会福祉事業団、社会福祉法人による運営形態の比較等

第 8 号(平成 29 年 5 月 29 日発行)

保育整備計画(素案)市民の意見を聞く会(第 3 回)でのご意見

第 9 号(平成 29 年 6 月 9 日発行)

保育整備計画(素案)市民の意見を聞く会(第 4 回)でのご意見

第 10 号(平成 29 年 7 月 7 日発行)

保育整備計画(素案)公表後の取組、保護者からいただいた主な意見、矢川保育園保護者アンケート、検討中の民営化の手法、保護者の意見を聴く会(東保育園及び西保育園)でのご意見

第 11 号(平成 29 年 7 月 21 日発行)

保護者の意見を聴く会(矢川保育園及びなかよし保育園)でのご意見

第 12 号(平成 29 年 9 月 22 日発行)

国立市保育整備計画(案)について(素案からの大きな変更点,スケジュール)

第 13 号(平成 29 年 11 月 17 日発行)

国立市保育整備計画(案)に関する市民懇談会でのご意見及び今後の取組

第 14 号(平成 30 年 2 月 23 日発行)

国立市保育整備計画のおさらい、国立市社会福祉事業団の設立に向けて、矢川保育園の社会福祉事業団

への移管スケジュール

第 15 号(平成 30 年 3 月 20 日発行)

保育園の民営化や社会福祉事業団設立等について寄せられたご意見・ご質問への回答、幼児教育講演会の開催報告

平成 30 年度 保育園民営化通信

第 16 号(平成 30 年 6 月 20 日発行)

社会福祉事業団の設立や矢川保育園施設整備基本計画策定の取組とスケジュール

第 17 号(平成 30 年 8 月 17 日発行)

矢川保育園基本計画策定支援業務の委託事業者の決定について

第 18 号(平成 30 年 10 月 11 日発行)

矢川保育園基本計画ワークショップのお知らせ、矢川保育園新園舎に係る保護者アンケートの実施

第 19 号(平成 30 年 11 月 13 日発行)

矢川保育園基本計画ワークショップの開催報告、矢川保育園新園舎に係る保護者アンケートの集計結果、5 歳児ひまわり組に聞いてきました「こんな保育園で遊びたい!!」

第 20 号(平成 30 年 11 月 26 日発行)

矢川保育園基本計画ワークショップ(第 1 回)の意見のまとめ、ワークショップに参加された方の感想

第 21 号(平成 31 年 2 月 26 日発行)

矢川保育園基本計画ワークショップ(第 2 回)での意見のまとめ

第 22 号(平成 31 年 3 月 19 日発行)

国立市社会福祉事業団設立準備会がスタート

事業団設立準備会の構成メンバー紹介

第 23 号(令和元年 11 月 12 日発行)

市が設立した社会福祉事業団の運営開始について

事業団役員の構成メンバーの紹介

事業団による保育園運営の整備スケジュール

矢川保育園保護者の意見を聴く懇談会でのご意見

以上のように、小金井市でもどのような子育て関連施策が求められているのか、それを実現するにはどのような手法を取ることが望まれるのか、はっきりさせた上で実施計画を示してください。それも無しに廃園だけを強行することは、市民の納得も信頼も得られません。

以上

陳 情 文 書 表

ア陳情第 88 号

既存の保育園の廃園をせずに新たな役割を果たすこと、陳情書
正めろ

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 9 月 2 日
 (西暦 2025)

陳情代表者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	野上 成恵 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED])

発言を申し出ます。

発言者	住 所	同上
	氏 名	野上 成恵
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係
 (印) (印)

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 9 月 2 日 16:06				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
(山浦)	(山浦)	(橋本)	(高橋)	(西村)	(伏見)	(斎藤)

小金井市議会議員 斎藤康夫様

既存保育園の廃園をせずに新たな役割を果たすことを求める陳情書

2025年9月2日

小金井市東町

野垣 成恵

【陳情項目】

新たな役割を果たすことのために、今ある公立保育園をなくさないでください。

【陳情理由】

小金井市は「在り方検討委員会」で提起された公立保育園の役割を果たすために、くりのみ保育園、さくら保育園を廃園にするばかりか、残す3園も定員を削減すると主張していますが、「在り方検討委員会」（以下「検討会」）の中で出た縮小の意見は、現在の5園を存続させることを前提としたものでした。60～80名定員にすれば公定価格も上がるし、園の規模としても保育の質の向上につながるというものだった筈です。新しい方針の中では、この定員縮小という部分だけを取り出して、それでもくりのみ保育園、さくら保育園の廃園は行うというのですが、これでは全く「検討会」の意思を踏みにじっています。意見を出した委員や「検討会」にも失礼な行為ではないでしょうか。

また「検討会」の答申では「14人の正規職員を退職に合わせて一般任期付職員の採用に切り替えたという経緯があったことについて、改めて是非を検討する必要があると考えられる」とありますが、答申のこのような部分については、全く顧みられていません。「学童保育所、児童発達支援センター等の児童福祉施設のニーズも増えているので、複合化などを市立保育園の配置と合わせて考える必要がある」など、「検討会」の中では、何とか市立保育園を残すための方策はないかと議論がされ、答申にも反映されています。けれども市は、以前労使合意のあった人員配置から一歩も出ずに、如何に課された任務をこなすかということしか考えていないとしか思えません。

2園を廃園にせずに新しい役割を果たすためにはどのようにすれば良いのか、それを考えることこそ、市には求められています。是非とも、再考をお願いします。

以上

陳 情 文 書 表

7 陳情第 89 号

保護者、市民の十分な納得を得られぬ中での廃園を 陳情書
 しないことを求める

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 9 月 2 日
 (西暦2025)

陳情代表者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	野 垣 成 恵 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED])

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	同上
	氏 名	野 垣 成 恵
	連 絡 先	([REDACTED])

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 9 月 2 日 16:07				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

議 事 係

小金井市議会議員 齋藤康夫様

保護者、市民の十分な納得を得られない中での廃園をしないことを求める陳情書

2025年9月2日

小金井市東町

野垣 成恵

【陳情項目】

保護者や地域住民、市民の納得を得ないくりのみ保育園、さくら保育園の廃園は、中止してください。

【陳情理由】

小金井市は、5園ある公立保育園の数を減らそうと、これまで長い間、色々な審議会、検討会などを設置してきました。けれどもそれらのうちの一つとして、民営化、民間移譲などの手法の違いはありながらも、明確に公立保育園をなくすことを是とする答申は、出しませんでした。そして少なくともそれらは、運営主体は変わったとしても保育園をなくすものではありませんでした。今回の「段階的縮小」という、保育園をなくすという提案は、これまでは考えられては来なかったのです。

最終的には保育園をなくすという今回の提案について、当然ながら市民、近隣住民、保護者の理解は得られなかったことは、発表当初にくりのみ保育園歴代会長会が短期に集めた陳情署名の数に、はっきりと表れています。

それにもかかわらず、市は何としてもこの方策を実現させようと、様々な方法でこれを正当化しようとしています。「在り方検討委員会」を設置した、説明会も開いた、パブリックコメントも実施したから進めて良いのだとしているようですが、説明会は市側が説明したいことを話ただけです。市民や保護者が納得したとは、到底言えないものです。市民からの多くのパブリックコメントの結果を見ても、現在進められている公立保育園の廃園・縮小計画が納得を得られていないことは明白です。市は説明を尽くしたとしていますが、その説明では納得できない者が多くいます。納得を得られるまで説明をする、納得を得られるように計画を修正するというのが、説明会やパブリックコメントの本来の姿です。単に経過として既成事実を作ることが目的ではないはずです。労使交渉で妥結したことだけをもって、施策を決定することは、市民を蔑ろにしています。

市民や現在子どもを通わせている保護者が納得できるような施策を考えてください。

以上

陳 情 文 書 表

7 陳情第 90号

社会教育委員市民公募において前任者の再申込を受け付け、採用したのとは市民参加条例の理念に反するとしてその撤回を求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7年 9月 2日
(西暦)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市前原町 [REDACTED]				
	氏 名	志池 義雄 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>				
	連 絡 先	([REDACTED])				

発言を申し出ます。

発言者	住 所					
	氏 名					
	連 絡 先	() -				

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7年 9月 2日 18:40			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

議 事 係

山下 麗流

小金井市議会議長 齋藤 康夫様

令和7年9月2日

吉池 義雄

小金井市前原町

件名 社会教育委員市民公募において前任者の再申込を受付け、
採用したのは市民参加条例の理念に反するとしてその撤回を求める
陳情書

小金井市市民参加条例には以下の条文があります。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参加 市の政策立案、実施及びその評価に、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。
-

この中の下線部において、本条例は「広く市民の意見を反映させる」ことを主眼に制度が設計されており、例えば付属機関などを設け、市民公募などする際には、このことを支柱に据えるべきことは、火を見るより明らかです。

しかしながら、今回、社会教育委員の選考において、任期終了の委員が新規募集に再申し込みし、驚くべきことに教育長以下の選考委員が、この方を再任してしまっています。

3名定員の応募者7名である人材豊富な状態での当該委員の選考過程において、あえて前任者を選んだことは「広く市民の意見を反映させる」との条例の理念を著しく損なうものがあります。

万が一、市側が小論文提出や面接を応募者の「知識」「経験」「専門性」「コミュニケーション能力」などの水準を測るために用いているとしたら心得違いも甚だしいことです。なぜなら、小金井市市民参加条例には市民公募者に、これら「知識」「経験」「専門性」「コミュニケーション能力」など能力的なことを求める記述はありません。

唯一あるのは「広く市民の意見を反映させる」であり、これにかかる心得は「できるだけ別の人を選ぶ」つまり「再任を避ける」が配慮するポイントになるはずです。

参照は今回、社会教育委員に応募された方の今次のテーマ「人生百年時代における生涯学習のあり方」に関する小論文です。

こういうものは普通、開示されませんが、審議会に応募された小論文の雰囲気の皆様方にも知ってもらうために、ご本人の了解を得た上で、添付させて頂きました。

この方はこの小論文の審査では合格されましたが面接で落選しております。

つまり「生身を教育長以下関係部局の役職者の前に晒したら、例の再任された方に比べて、何か足りないものがあるように測定された」ということになります。

しかし、小金井市市民参加条例が求めているのは「広く市民の意見を反映させる」であり、どのように考えても、教育長以下関係部局の役職者が点ける恣意的な評点に一切の意味はなく、この方が「新規の人」であるという一点において「例の再任された方」より、選出されるべきアドバンテージが明確に高いという事になります。

繰り返しますが、小金井市市民参加条例によれば、例えば、その方がいかに「弁舌爽やかで知性にあふれ、部局に協力的」であろうとも、そのような属性を条例が求めている限りにおいて、それは選考において顧慮する物差しにはなりません。

逆に「弁舌爽やかで知性にあふれ、部局に協力的」を採用側が望んで、小論文提出や面接を行っていたとしたら、それは部局都合を優先させた逸脱行為であり恣意的であると言わざるを得ません。

論文が一定の水準ならば、新規の方を採用するのが条例の正しい理解の仕方です。

従って前任者の出番など最初からあるはずもなく、よって今回の選考においては、顔見知り状態の継続とか、前期からの議論の内に何かしらの事情を部局が引き継がねがためとか、本来あってはならない部局都合による審議会への干渉意図や恣意が、守り尊重されるべきである「広く市民の意見を反映させる」を圧殺してしまったのではと危惧する次第です。

つきましては、小金井市市民参加条例が求める「広く市民の意見を反映させる」の理念をないがしろにした今次の社会教育委員選考における心得違いは度し難く、よって、直近で任期が終了された方の再任は取り消し「広く市民の意見を反映させる」の理念を真に励行させるため選考のやり直しを求めます。

人生百年時代における生涯学習のあり方

人生百年時代と呼ばれる現代において、生涯学習の意義はますます高まっている。

従来のように「教育→就職→引退」という直線的な人生モデルは、長寿化とともに変容しつつあり、個人は複数のキャリアや役割をもちながら、より柔軟かつ多様な生き方を模索している。

そうした中で、生涯学習は知識や技能の習得だけでなく、自己実現や社会参加の手段としても重要な役割を果たしている。

まず、経済的・職業的観点からの生涯学習がある。テクノロジーの進化や社会の変化に伴い、既存の知識や技能が陳腐化するスピードが速くなっており、職業能力の再構築（リスキリング）が必要とされている。

働く期間が延びる中で、学び直しを通じて柔軟に職を変えたり、副業に挑戦したりすることが、自己の経済的自立にもつながる。

20×20

また、生涯学習は社会的な孤立を防ぐ手段ともなる。

特に高齢期においては、学習を通じた他者との交流が心の健康に寄与する。

市民講座や地域の学習活動に参加することで、知的刺激を得るだけでなく、社会とのつながりを維持しやすくなる。

さらに、人生の後半においても「何かを学ぶこと」自体が生きがいとなる。

学びは年齢を問わず自己肯定感を育み、自己の可能性を広げる行為である。

これからの社会は、高齢者を「支えられる存在」としてだけでなく、積極的に知見や経験を活かす「支える存在」として位置づける必要がある。そのためにも、生涯を通じた学習の機会を公平に保障する仕組みづくりが求められる。

20×20

陳 情 文 書 表

7陳情第 9 / 号

—~~小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉社会館の建設に関する~~
2 回の入札不調に至った原因究明を求める 陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）

令和 7 年09月02日
(西暦 2025年)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつのり [REDACTED] ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED])

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつのり
	連 絡 先	([REDACTED])

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山下 展成

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 9 月 2 日 18:45				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
山清	山清	長	高橋	西村	伏見	斎藤

令和7年(2025年)09月02日

小金井市議会議員 齋藤康夫様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

2回の入札不調に至った原因究明を求める陳情書

●市長、市議会議員すべての方に問います。陳情主旨をご理解いただき、是非採択お願い申し上げます。

1. 二度の入札不調に至った原因の考察

別紙記載の資料を参考に、ご審議いただけておるようお願いいたします。

小金井市新庁舎・新福祉会館建設工事が二度にわたり入札不調となった最大の原因は、発注条件と価格設定が建設経済・施工の実情に乖離していたと考えます。公告文の VE 提案では「主要構造や階層構成、免震層の位置等

は変更不可」といった厳格な制限が設けられ、設計の自由度や施工上の工夫の余地が大きく制限されました。加えて、近年の資材価格や労務単価の高騰を十分に反映しない予定価格のまま入札が行われたため、施工者にとっては採算割れや予期せぬリスクを抱える案件となり、応札を見送る判断が相次いだと推察します。

特に重要なことは、令和3年6月から建設会社15社を対象にサウンディング調査を開始し、現場の声や市場動向を把握していたにもかかわらず、その結果を発注条件や価格設定に十分反映できなかった点です。行政・設計者・コンサルティング会社は、実情とリスク認識を踏まえ、柔軟な条件見直しと適切なリスク分担を行うべきでしたが、それが不十分だったことが、二度の入札不調に直結したと考えます。

また、行政が情報公開に消極的で、市民や施工者の意見を十分に反映しないまま入札条件が決定すると、設計案の妥当性や現場対応力に疑念が生じます。施工者側も、発注者の意思決定の一貫性や設計図書の信頼性に不安を抱き、リスク回避のため応札を控える傾向が強まります。さらに議会では、科学的根拠や専門的議論よりも、政党間の対立や感情的な対抗意識が優先され、設計案の合理的な見直しや深化が阻害されました。

このような状況下で、市民参加が形式的にとどまり、住民投票条例も否決された結果、市民の納得や合意形成が十分となりました。これが事業の不安定化と二度の入札不調を招いた根本要因と考えています。

2. 今後、市長・行政・議会に求められること

二度の入札不調は、外部環境の変化だけでなく、行政・設計者・議会における意思決定や情報公開の課題が複合的に作用した結果と考えます。今後は、これまでの経緯と結果責任を真摯に受け止め、徹底した原因分析を行うとともに現状を十分に把握していない多くの一般納税者に対しても、誠実かつ分かりやすい説明責任を果たすことが求められます。

第一に、設計案を科学的根拠と市民の多様な意見で評価できる仕組みを構築することが必要です。これがなければ、多くの市民が望む建築の実現は困難です。評価の枠組みが欠ければ、現行案第二号のように市民の納得を得られない案が繰り返し生まれるおそれがあります。市民参加を形式に終わらせず、住民投票やパブリックコメントで示された市民案も含め、複数案を公平に比較・検証し、専門家・市民・行政が一体となって議論のプロセスを「見える化」しながら重ねることが不可欠です。

第二に、市議会では、過去の採決や会派の立場にとらわれ、「ルールを守らず、横入りして自分の案を実現しようとする市民の案は相手にする必要はない」「議論より決定が議員の仕事だ」「手続きに沿っているから問題ない」「妥協の産物でも受け入れるしかない」などの発言や態度が見受けられます。これらは市民代表としての責任や公共性を損ない、一般市民の感覚とかけ離れたものです。その結果、議論の深化や市民の納得が妨げられ、不幸な決定が生じてきました。各議員は、この点を真摯に省みる必要があります。

さらに、行政は、市民と議会の双方が納得できる案をまとめるため、設計者に対し専門的観点からの的確に意見を述べ、主体的に調整・提案できる力を高めることが不可欠です。言葉のやり取りや形式的手続きに終始せず、図面や具体的な設計案に基づく実質的な議論を徹底し、設計の深化と市民の納得が得られる案の実現を目指すべきです。政治的駆け引きや多数決頼みではなく、科学的根拠と市民の声を融合した合意形成こそが、公共事業の信頼回復と質の向上につながります。市民の合意なき推進は必ず禍根を残します。合意ある前進のみが未来を拓く道であることを、白井市長・行政担当部局・議会は肝に銘じるべきです。

3. タイタニック号沈没との類似性と再発防止の提案

小金井市新庁舎・新福祉会館建設事業の二度の不調は、タイタニック号沈没の教訓と多くの共通点があります。タイタニック号は「不沈」と過信のもと、設計・運航・安全対策において科学的根拠や現場の警告が軽視され、氷山の存在を知らず減速せず、救命ボートの数も「規則通り」で済ませた結果、悲劇的を招きました。本質は、「見えているリスクを組織的に過小評価し、形式的な手続きや既存のルールに過度に依存した」点にあります。

小金井市も、建設経済の現実や市民の声という「氷山」を直視せず、形式的な手続きや既存案の正当性に固執した結果、二度の不調という「沈没」を経験しました。今後、同じ過ちを繰り返さないために、以下の三つの科学的提案を強く訴えます。

① データに基づく見える化と科学的意思決定

建設経済や市民意見、現場の声をデータで可視化し、意思決定の根拠を明確化する。専門家による第三者評価やシミュレーションを積極的に導入し、リスクの過小評価を防ぐ体制を整える。

② 不都合な情報も含む徹底した情報公開と説明責任

行政に不都合な情報も含めて積極的に公開し、市民・議会・専門家が同じ情報にアクセスできる環境を整備する。市報やウェブサイトでの発信を強化し、透明性を高める。

③ 複数案の公平比較と市民参加を核とした合意形成

市民参加を形式で終わらせず、住民投票やパブリックコメントの結果を重視する。複数案を公平に比較・検証する公開の場を設け、納得と信頼に基づく合意形成を徹底する。

小金井市は、タイタニック号の悲劇を繰り返さないためにも、第一に市民の声を尊重し、合理性と科学的根拠に基づく公共事業の進め方を実現していただきたい。子どもたちのため、そして小金井市の未来のために、白井市長と行政には、真摯な反省のうえで前進することを強く求めます

(別紙)

20250902

小金井市議会事務局

ご担当者様

お世話になっております。

9月18日庁特委員会において、私は陳述を4通ともに行うことを希望します。

出席される委員の方々に以下の点をお伝えください。

市長、副市長、教育長
担当部局

- 1 「意見書」 A4 製本版をご持参ください
- 2 「市民案(設計ではない見直し案)」 A3 版カラー冊子一式をご持参ください。

以上よろしくお伝えいただけますようお願い申し上げます。

住田たつゆり

陳 情 文 書 表

7 陳情第 92号

—~~小金井市の新庁舎及び(仮称)新福祉会館の建設に関する~~
市民要望の反映と設計条件・入札条件の見直しを求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年09月02日
(西暦 2025年)

陳情代表者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつのり [REDACTED] ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED])

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつのり
	連 絡 先	([REDACTED])

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山下 屋成

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 9 月 2 日 16:45				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

令和7年(2025年)09月02日

小金井市議会議長 斎藤康夫様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

市民要望の反映と設計条件・入札条件の見直しを求める陳情書

今後の入札にあたっては、次の3点の見直しが不可欠です。行政・議会・市長は本陳情を採択のうえ、速やかに準備を進めてください。

1. 市民要望の反映を求めます。

まず、2020年2月のパブリックコメント（約300項目）、2023年11・12月の市民説明会での要望、2024年4・5月の直接請求運動で寄せられた市民の声を、計画に確実に反映することを求めます

2. 提案条件の見直しを求めます：イとエを検証する（アとウは昨年行政自ら破棄した）

現設計案の設計条件は2018年9月18日6会派11名の議員の申入れに基づいた案です。

提案条件ア：清掃関連施設機能を暫定的に移設する提案は不可とする

提案条件イ：複合施設として整備することで、スケールメリットを追求、更なる施設規模の縮減を目指す

提案条件ウ：福祉会館を早期に回復させることを優先すること

提案条件エ：免震構造を採用する場合に生じる地下空間は駐車場として整備するなど、空間を有効に活用できるよう創意工夫を凝らすこと

3. 入札条件の見直しを求めます。

公告文の「VEの提案の範囲」の中で以下3項目の削除を検証してください。

②階層構成を兼行するもの

③免震層の位置を設計図書等から変更するもの

⑦その他設計図書等の仕様を逸脱するもの

（「VEの目的」 ア：工事費の縮減 イ：品質・性能の向上 ウ：工期の縮減）

陳 情 文 書 表

ア 陳情第 93号

—~~小金井市の新庁舎及び~~（仮称）新福社会館の建設に関する
「予算上限 130 億円未満に納めるための提案」を求める 陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）

令和 7 年09月02日
（西暦 2025年 ）

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつり [REDACTED] ほか 人 <small>（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名） （本人署名以外は、押印が必要となります。）</small>
	連 絡 先	（ [REDACTED] ）

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつり
	連 絡 先	（ [REDACTED] ）

（宛先） 小金井市議会議長

議 事 係

山下 歴

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 9 月 2 日 16:45				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

令和7年(2025年)09月02日

小金井市議会議長 齋藤康夫様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

「予算上限 130 億円未満に納めるための提案」の検証を求める陳情書

入札公告コンサルティング実施企業等に対し、現行設計を税込 130 億円未満にする削減案を、建築・構造・衛生設備・空調・電気・外構の各分野別に項目で一覧化して提出を依頼してください。併せて、本業務の打合せ記録を市議会へ提出ください。以上を踏まえ、本陳情の採択を求めます。

●建築・構造・外構計画

- ・ 18,895m²(17,300m²)の妥当性検証
- ・ 地下は作らない
- ・ 福祉会館と市庁舎は同じ構造形式とする
- ・ 建物周囲に 10m以上の空地を確保した計画とする
- ・ 敷地全体が将来のゲリラ豪雨に対しても浸水しない地盤設定とする
- ・ 建物の形は整形に整える(ピロティーの中止⇒大きな庇、6階と3階は一棟総5階建てへ)
- ・ 外装カーテンウォールは一般サッシュ組み合わせへ見直し
- ・ 屋上・段床型「立体的広場」の簡素化
- ・ 議場のアーチ天井・連続トップライトの平天井化
- ・ 免震の最適化(庁舎/新福祉会館)
- ・ 架構方式の軽量化
- ・ 基礎工法の合理化
- ・ スパン・階高の標準化

●衛星空調計画

- ・熱源システムの一本化と回収機能付加
- ・外気処理と換気の需要連動
- ・雨水利用・貯留槽の仕様見直し
- ・消火方式の選択適正化

●電気計画

- ・非常用発電の容量最適化と負荷遮断設計
- ・照明方式の簡素化
- ・受配電の標準化
- ・通信・AVの統合
- ・太陽光発電の導入スキーム見直し
- ・セキュリティ機器の最適台数

●建物規模

- ・公募型プロポーザル実施要項 3 業務概要

(6)規模(H29年度小金井市新庁舎等建設計画調査時)16,400 m²と記載されている。

⇒現設計案は 17,300 m²(+900 m²)。 : +9 億円

⇒市民案は 14,300 m²(-2,100 m²) : -21 億円

現行案に反映済みの小金井 MTG・市民 WS・UD レビューの成果は原則継承します。これにより、当時の市民参加の目的を継続しつつ、市民参加の目的を保ち、基本設計以降に反映できなかった市民要望の反映を図り、予算制約と要望を両立する設計方針の実装を初動としてください。

以上

陳 情 文 書 表

9 陳情第 94号

—~~小金井市の新庁舎及び(仮称)新福祉会館の建設に関する~~
 新たなスタートを新たな体制で始めることを求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年09月02日
 (西暦 2025年)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]				
	氏 名	住田 たつのり [REDACTED] ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>				
	連 絡 先	([REDACTED])				

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]				
	氏 名	住田 たつのり				
	連 絡 先	([REDACTED])				

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山下 屋敷

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 9 月 2 日 16:45				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

令和7年(2025年)09月02日

小金井市議会議長 齋藤康夫様

氏名 住田たつり
住所 小金井市梶野町
連絡先

新たなスタートを新たな体制で始めることを求める陳情書

本陳情の採択を求めます。

記載の課題1~5は、基本設計以降、一般市民に大きな課題として認識されてきた事象です。再発防止策を講じ、その進捗・結果を市報等により市民へ報告することを求めます。

●課題：不誠実・不信を払しょくするために

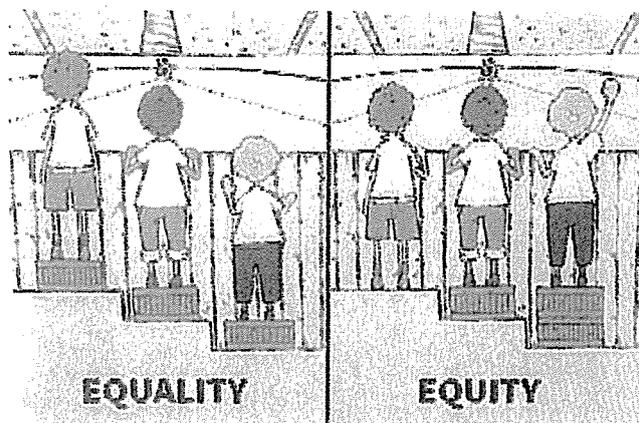
- | | |
|------------------------------|-----------------|
| 1 プロジェクトリーダーの不在：新たに選任する | ⇒現在はどうなっていますか？ |
| 2 「ひとごと体質」「自分のお金ではない」との意識 | ⇒説明責任を果たす |
| 3 不都合な事実を公開しない行政の体質 | ⇒毎回市報・同紙面同位置に掲載 |
| 4 「言いつばなし」の議会姿勢と謙虚さの欠如 | ⇒「建設的な議員間討論」実行 |
| 5 建築品質・設計の本質を評価し得る専門人材の配置/確保 | ⇒建築実務の経験者を募集・検討 |

★見て感じてください 「石巻赤十字病院 東日本大震災 初動の記録」

<https://www.youtube.com/watch?v=Pc1ZO7YwcWc>

●公共建築の設計とは

- ・6 陳情第56号の「平等と公平」小金井市の庁舎は公平な建物になることを願います。



平等

公平

今日お伝えしたいのは、「同じ基準＝平等」と「同じように暮らし続けられる＝公平」は違う、ということです。市庁舎は免震、福社会館は耐震で「安全性は同じ」であると白井亨氏は説明されます。しかし大きな地震が来たとき、中にいる人の揺れ方は同じではありません。庁舎はゆっくり、福社会館は激しく揺れる。その差は、転倒やパニック、介助の遅れ、機器の停止につながりやすく、特に高齢者や子ども、障害のある方に重くのしかかります。建物が壊れなくても、サービスが止まり、安心が失われれば、その建築は公平とは言えません。

平等は、全員に同じ台を配ること。公平は、誰もが景色を見られる高さに調整することです。庁舎と福社会館がつながり、ひとつの空間、一体の建築であるなら、利用者の体験も可能な限りそろえるべきです。まずは福社会館の揺れを減らす工夫を優先し、どちらも免震構造に統一することが市民全体の安心につながります。予算制約が大きい場合は、市庁舎と新福社会館を耐震構造に統一、もしくは別棟での建設を検討する必要かもしれません。

議会にお願いしたい判断はシンプルです。問うべきは「同じ基準か」ではなく「だれもが同じように守られるか」。本建物が市庁舎と福社会館の複合化がコンセプトであるというならば、そのもとで公共建築として設計が展開されなければなりません。市民のいちばん弱いところに合わせて底上げするのが本質です。平等から一歩進めて公平へ。市民の安心と暮らしを守る投資として、大地震時の揺れの差を最小化する設計を選択してください。建築の本質は、まさにここに 있습니다。

陳 情 文 書 表

7 陳情第 95 号

違法・無効の判決が下された専求処分により「農園条例違反」
 への保管園条例に戻すことと求めます

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 9 月 2 日
 (西暦 2025)

陳情代表者	住 所	小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	安藤 能子 <small>公立保育園を市民の財産として管理する代表者 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連絡先	([REDACTED])

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	安藤 能子
	連絡先	([REDACTED])

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山下 原麻

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 9 月 2 日 (6.50)				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
山浦	山浦	薄根	高橋	西村	伏見	斎藤

陳情書

小金井市議会議長 齋藤康夫 様

2025年9月2日

公立保育園を市民の財産にする会

共同代表

母 安藤能子

住所：小金井市前原町

電話：

違法・無効の判決が下された専決処分による「廃園条例」を もとの保育園条例に戻すことを求める陳情書

私たち「公立保育園を市民の財産にする会」は、2021年7月に提案された「公立3園のうち2園を先行的に廃園にする方針（案）」を受け、児童福祉の砦とも言え公共性が極めて高く、保育行政の土台である公立保育園の5園維持を訴えて今日に至っています。

くしくも、2022年9月、前市長提案の「廃園条例」審議中に付託された厚生文教委員会で、公聴会開催を含む継続審査案件として本会議に報告されました。それにもかかわらず、翌々日の9月29日、前市長は議会に諮ることなく、独断で専決処分にして「廃園条例」を制定させました。

さらに、同年10月7日、前市長が議会に求めた専決処分の承認は、20対2の圧倒的多数で否決、不承認になった「廃園条例」はこの時点で本来は無効であり、すみやかに、元の保育園条例に戻すべきでした。しかし、残念ながら前市長は自ら招いた混乱を收拾することなく辞任し、「廃園条例」撤回の公約と対立する候補者不在のなか、白井市長が誕生。市長と議会との信頼関係が大

きく損なわれ、白井新市長の「廃園条例」撤回の条例提案も議会で否決されてしまいました。

このことで、あたかも「廃園条例」の無効性が消滅し、有効だというムードと言説が流布される事態が生じたようです。その結果くりのみ、わかたけの0歳児募集はなされず、兄弟入所を阻まれた保護者から入所不許可処分の取消請求が出され、1年以上かけた裁判後の2024年2月22日に、「専決処分は違法、違法行為により制定された廃園条例は無効」との判決が下されました。その後控訴は断念したものの、原告のお子さんだけの入所を認めるという奇策に出た市長は、「廃園条例」改訂のため検討委員会に示した「小金井保育園の役割と在り方について」の諮問文中で、控訴断念により確定した「廃園条例は違法で無効」の判決内容に触れることはありませんでした。さらに、「小金井市立保育園条例を専決処分の一部改正しました」という、ごく普通のこととして書かれた一文には正直言葉を失いました。

この5年あまり、数多くの保護者が声をあげ、署名を集め、チラシを配り、連携した市民は、現在進行中の12名の保護者による集団訴訟の傍聴のため東京地裁立川支部に通いつめています。

そこで、より良い小金井市であって欲しいと思う市民として、暮らしのなかの生老病死にかかわる地域福祉を支える小金井市職員、とりわけ廃園問題に深くかかわるべき部局、および法務担当職員、顧問弁護士、決定過程を共有しているであろう理事者の方々には、以下2点を強く求めます。

1 専決処分執行の経緯の内部検証と課題の洗い出す。

違法状態解消のため

2 「廃園条例」をもととの小金井市保育園条例に戻す。

以上